

令和 元年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 1 2 月 4 日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 元年 1 2 月 9 日 (月) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 元年 1 2 月 9 日 (月) 1 4 時 4 5 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和元年第4回定例会

[一般質問]

令和元年12月9日（月）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 2番 柳雅明議員
柳 議員	おはようございます。 急に寒くなりました。にもかかわらず、今日も皆さん、出席していただき、ありがとうございます。病気をしないように、しっかり精進して、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 通告書に従いまして、質問をさせていただきます。 質問内容としては、大きく2つございます。 1つ目が、三並小学校の児童の減少について、2つ目が、用途地域の見直しについて、質問をさせていただきます。 まず、三並小学校の児童数の減少について、でございます。 筑前町の人口動向を見ますと、わずかに増加傾向にあるのに、三並小学校区に限って言えば、私たち昭和年代のときは1学年、2クラス、50数名いましたものが、現在は、1クラスでその児童数は10名程度です。児童数が減少しています。 現在、三並小学校の全校生徒の数は66名と聞いています。これは、他校に比べると、他校の1学年足らずでございます。 地域と密接に関係がある小学校、特に山間、農村地域の小学校は、その地域との運命共同体とも言われ、学校の存続が地域の存続に繋がっているとも言われています。そこには様々な要因がありますが、これからも三並小学校の存続を希望している1人でございます。1人でも多くの子どもたちが増えるのが望みです。 ここで聞きしたいのですが、児童数の主な要因は様々ですが、本町におきます三並小学校の児童数の減少の原因について、お尋ねいたします。 まず、教育長よろしくお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	おはようございます。 教育課よりお答えいたします。 三並小学校の児童数減少の主な要因につきましては、三並小学校、校区内に子育て世代の定住率が低いからではないかと考えられます。現在の児童数は66名で、これまで減少傾向にありましたが、出生数を基に児童数を推計しましたところ、令和7年度まではおおよそ現在の人数を保つことが見込まれておるところでございます。以上でございます。
議 長	柳雅明議員
柳 議員	児童数は、令和7年までは変わらないということですがけれども、なぜ変わらなくて増えないのか、定住率がなぜ低いとお考えでしょうか、教育長お願いします。
議 長	企画課長
企画課長	若者の定住率というご質問でございますので、企画課のほうでお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。 三並校区については山麓部でもあり、他の校区に比べると農業に従事する世帯が多い地域であります。農業収入による魅力が薄らいでいることや農地が多くて、なかなか

	宅地にできないこともあり、若い人たちは都市圏への就業や居住をしており、地域全体として高齢者世帯が多くなっております。 三並校区の人口は、この１０年間で２７９人、約１４％減りました。しかし、世帯数は横ばいに推移をしております。 一方、町内でも国道３８６号線沿いや甘木鉄道線沿いには、分譲住宅や集合住宅の計画や建設が数多く行われており、上下水道のインフラの整備とあわせ、公共交通の利便性や生活に必要な施設が近接にあることも定住、移住の要因であると考えております。 三並校区も山麓線が開通をし、車による移動については利便性が高まっております。地域の特性である農業と生きがいの就業の両面から発展の可能性はあるというふうに考えております。
議 長	柳議員
柳 議員	農業収入による魅力が薄らいでいることと、従来から三ちゃん農業というのが定着していることも原因かもしれませんし、しかし、先ほども言われましたように、農業以外の就業についても、近年、交通の利便性が向上して、福岡都市圏に通勤できる環境が整っております。 このように就農と通勤の両面から発展していくことも期待されると考えられますが、今後はどういうふうになっていくのか、町長、もし、よかったらお考えをお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私はですね、町は道によってできると考えております。 我々、この筑前町を見てもですね、やっぱり国道３８６号沿いに住居が張り付いてきました。と同時に、私は町長にならせていただいたときに、何が一番大事かと考えた場合、道路だと思いました。と同時に、通信だと思いました。今の若者はですね、光ファイバーなしには定住しないと。 そのことから、最初に事業として仕組みましたが、光ファイバーの敷設であります。これは、三箇山、櫛木、黒岩地区にもですね、堂々と同じような情報が流れていく、これが極めて重要だと思ひまして、その敷設工事を国の補助金等で敷設させていただきました。 これは当然、ＮＴＴさん等がですね、民活でやってもらえるのが一番なんですけれども、筑前町にはそういった計画がないということでございましたので、光ファイバーを補助事業で取り入れたということでもあります。 その次に力を入れましたのが、やはり山麓線の全線開通であります。この道路が、３０年来の悲願でもあります、この道路がですね、開設さえすれば環境が良くなって、無理に住宅地をつくらなくても民活が入ってくると、そのように考えた次第でもあります。 それと同時にみなみの里とか様々ありますけれども、賑わいをつくることによって、人は魅力を感じてＵターン、Ｊターン、Ｉターンが起こり得ると、そのように考える次第であります。 今、教育課のほうがですね、子どもたちの人口は、ほぼ横ばいと。この横ばいも、努力があるがゆえに横ばいだとは私は思っております。放置すればですね、かなり限界集落に近いのが出てきたと、そのように考えておりますので、まず環境づくりをしっかりやって、その後、定住のための仕掛けを、行政仕掛けをすると、そのように考えております。
議 長	柳議員
柳 議員	道路が非常に大事ということをお聞きしまして、自分の地域、三並地域も７７号線が通っておりますし、すごく期待していきたいと思っております。

	しかしながらＵターンの若者たちが帰って来る、定住の住宅の整備、それから空き家の民間活用の再生計画等がありましたらお教え願いたいと思いますし、三並地区にも空き家があると思いますけれども、三並校区、地区にはですね、山間部が多くて土砂警戒危険区域、それから今調べられております、ため池の決壊による氾濫、地域の災害マップが作られておりますけれども、そういう地域がまた増えて、なかなか空き家もそういうふうな部分に意外としているのではないかというふうに、ちょっと心配しておりますけれども、そこら辺の見解とリフォームの補助金があるということですけれども、1件当たりどのくらいの補助金があるのか、お教え願いたいと思います。お願いします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	都市計画課より空き家対策でのお答えを申し上げます。 空き家の民間業者によります再生支援計画、これは今のところございません。 しかし、民間の宅地建設業者、こちらと連携し空き家バンク事業に今年の4月から着手しております。併せまして福岡県版の空き家バンクにも加盟しております。ホームページ、広報等で制度周知し空き家の有効活用を図っているところでございます。 現在、三並地区には13軒の空き家がございます。先ほど議員おっしゃいました土砂警戒区域、こちらに該当しているかというのはちょっと調べておりませんが、この空き家バンク登録を促しましてですね、Ｕターンを考えてある方がこの空き家バンク制度を活用することで定住促進が期待できるというふうに考えております。 また、住宅リフォーム補助制度、これは5年前からですね、継続して行っております。この補助金制度を活用され、持ち家を住みやすくリフォームされた家がですね、これまで町内に400件ほどあります。制度の内容としましては、10万円を上限にですね、半分以下の補助となっております。 このことも全町的に見れば、定住促進が図られている1つの要因と思うところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	民間業者ですね、宅地建設業者等による依頼と、それから、空き家バンクというふうな形でされていると思うんですけれども、その他に町による定住者のための分譲計画等があるかどうかを、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 町によります分譲計画、これはございません。 三並地区におきましてはですね、先ほど町長も申し上げましたように、県道77号線の開通に伴いまして活気がみられる地域となっております。 特に、みなみの里周辺ではですね、道の駅が建設されていますし、近年では洋菓子の店舗併用住宅が建てられて移住も見受けられます。 今後もですね、沿道の活性化が期待できるものと思われませんが、農地の宅地化となると農地法の手続きが必要となってまいります。開発行為が円滑に進むよう関係部署と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	分譲計画等は念頭にないということでございます。 それでしたらですね、まず、農村部からの意見でございますけれども、農業振興指定地域、指定の除外をお願いする声も聞こえてきております。若い人がＵターンしてきても、今の時代一緒に住もうとする人はそんなに多くありません。親と一緒に住もうとする人はあまりいないんですね。やはり新しい家を建てて、住みたいと考えてらっしゃいます。 その場合、家を建てる土地がないということですし、また、農業用倉庫建築に関して

	も、やはり許可がなかなか下りないというふうな話も聞いております。 農業に興味がある人が就農しようとしてもですね、農地所有者以外の人には土地を購入することができません。これは何故でしょうかということですね。そんな声をあちこちで聞かれるようになっていますが、その点につきまして、今後はどのように推移をするとお考えでしょうか、農林商工課長、よかったですらお願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 農業振興地域の除外につきましては、三並校区のみならず町全体で問い合わせ等もあつておるところでございます。現在、具体的に協議などをさせていただいておる件数が、約6件程度でございます。 ご質問の中に、若い方がUターンしても新しい家を建てる土地がない、あるいは農業倉庫の建築につきましても、なかなか許可が下りないということでもございましたが、具体的な内容が分かりませんので、一概にお答えしにくいので、一般的な回答をさせていただきます。 農用地からの除外につきましては、いわゆる5要件というのがございます。具体的には、必要以上の面積ではないのか、あるいは代替をすべき土地がないのか、あるいは他の営農に支障がないのかなど、いろいろな制約があるところでもございますが、特に三並校区につきましては、現在、両筑灌漑用水2期事業というのが進んでおりまして、公共投資がされていることも、この除外が困難であることの要因になっておるところでございます。 また、農地転用許可につきましても、農地区分の判断により農地転用目的、転用する目的ですね、によっては、許可の可否があるところでもございます。 いずれにしてもケースバイケースの事案でございますので、個別案件として相談、協議などを受けている状況でございます。 また、都会の方が就農しようとしても農地所有者以外は土地を所有できないとのご質問もございました。 営農計画や就農計画などを個別に農業委員会で審議し、農地の許可を行っておるところでございます。 具体的には5,000平方メートル、5反ですね、を一つの基準として営農の意欲、農用具保有の有無、特に町外の方の新規取得につきましては、農業委員会総会におきまして、聞き取りなどの調査を行ったところで、判断をさせていただいておるところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	新規の5,000平方メートル、農業委員会で聞き取り調査して、やはり農業に真剣に取り組もうという人たちがいれば農業委員会としては受け入れていただくということでございますですね。そういうことを、ちょっと自分には分かりませんでしたのでご質問させていただきましたが、開けていくことを期待していきたいと思っております。 今までは定住についてお話を進めてきましたけれども、今後どのようにして学校の存続を考えていったらいいのでしょうか。 例えば、いろんな方法があると思いますけれども、教育長、そこら辺はどのようにお考えなのか、お話をお願いしたいと思います。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 学校の統廃合に関してですね、平成27年1月に文科省のほうから、公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きが通知されております。 この手引きによりますと、学校の廃校等に関して、学校規模の適正化や適正配置の具

	体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないこと、各市町村においては、保護者や地域住民と共通理解をはかりながら学校統合の適否について考える必要があることが示されております。 つまり人数が何人以下になれば廃校になるというような、画一的な基準等はありません。ということです。 ただし、学校が、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えにふれ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場であることを考えますと、一定規模の児童・生徒集団が確保される必要があるというふうに考えます。 そのための方策としては、通学区域の柔軟化が考えられます。 通学区域の柔軟化というのは、いわゆる特認校制度というのがありまして、本町にそれを当てはめてみますと、例えば、三輪小学校区に居住する児童が三並小学校に通うというようなことになります。実際には近隣の市町村でもですね、やっているところがありまして、原則、卒業まで在籍したり、通学は保護者の責任で行うこと等の条件の下に実施をされております。 これらの市町村では年間数名程度はあるということで、応募があっているということです。その結果、固定しがちな人間関係に変化が見られる。あるいは多様な感じ方、考え方にふれる機会が増えたなどのですね、成果があるというふうにも聞いております。 また、応募した児童・生徒自身に限って言えば、本来の所属校への通学に対し、何らかの困難さを抱えている場合には、少人数の人間関係の中で緩和されることも多く、学校へ通う意欲が高まったというような報告もあるようです。 一方、児童生徒に関する個別の生徒指導が増え、担任が負担感を感じる、あるいは地域行事、PTA行事等への保護者の参加が積極的に行われずトラブルになるというようなですね、課題もあるというふうに聞いております。以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	特認校制度というのがあるようでございます。 困難な児童さんがとあります反面、PTAの参加が、そうですね、なかなか参加しないPTAの方が増えているという話もお聞きしますし難しいところですが、特認校制度につきましては、また教育委員会のほうで十分検討して答申していただいたら幸せかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。 三並小学校の山間部集落は近い将来、限界集落から、さらに消滅する集落が発生する可能性があります、これで良いのでしょうか。 また、農業を推進して、維持していくためにも、農業の6次産業の構築と新しい形態の農業経営を推進していく手段があり、これらを掲げて町全体の問題として研究していただきたいのですが、町長の見解をよろしく願います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 町はですね、やっぱり均衡ある発展が必要だろうと思います。と同時に、個性ある発展が必要だろうと思っております。三並ならではの発展の仕方、手法があろうかと思っております。今、都会の若者もですね、田園回帰という新たな人の流れにですね、大いに関心を持ちつつあります。 その中で筑前町を見た場合、「とかいなか」と表現しておりますけども、本当に都会の人は、本当の大いなる田舎ではなくて、程よい田舎を求める傾向があると。 と言え、うちのほうに今、いろいろ転入が多いわけなんですけれども、私、その中をじっと見ておりますと、Jターンが多いんだなと思っております。いわゆる大都会におって、元は、例えば、大分とか住んでおったけれども、そこまではちょっと厳しいん

	だと。でも程よい田舎がある福岡近郊の自治体がいいんだということで、本町に住んでいただくケースもかなり多いのではなかろうかと、そのようなポテンシャルを持った筑前町だと、「とかいな」の魅力だと思っておりますので、その魅力を、地の利をですね、大いに生かすべきだろうと思っております。 ですから、今、国が言っておりますような単なる移住という話ではなくてですね、本町ならではの、そういった人口施策が必要だろうとも思っております。 と同時に、今からの社会は、単なる従来の20年前の大型開発の時代は、もう次の時代に入るんじゃないかならうかと思っております。いわゆる自然の中で人々が生活していくと、そういった中においては、非常に三並地区は魅力的でありますので、単なる大きな住宅団地をつくるということよりも集落に寄り添った人口増対策、空き家と合わせて隣接集落を、隣接土地をですね、生かしていく方策。 と同時に、今、農林商工課長も話をしましたがけれども、今からの農業の形態というのは、もちろん本町の場合は大型のスマート農業を推進すべきです。 と同時に、小さな農家も育成すべきだろうと思っております。その小さな農家というのは、従来ある農家だけではなくて、例えば、今、5,000平方メートルという制約がありますけれども、他の自治体が行っておりますように、少しその面積を低くしてですね、例えば1,000平方メートルぐらいで、農地付き住宅のような感じで定住を促進する。そのことが集落の維持と急速な高齢化に進まないと、地域の活力にもコミュニティにも繋がる、そういった政策をとって徐々に人口増対策を考えていくべきだろうと。 日本全体は人口減少社会ですから、減っていくのはもう間違いないんですけども、その中でも、ある程度キープしていけるような、そんなまちづくりが、私は三並地区には好ましいんだらうと思っております。 それで、1つはみなみの里なんかというのは、そういった零細農家が活躍できる場面でもございます。そういった政策とうまく噛み合わせながら農業政策をやっていくことが肝要だと、私は考えます。
議 長	柳議員
柳 議員	先ほど町長が言われましたように、農地付き住宅、この推進は非常に大事だと思いますし、自分もみなみの里の近隣に住んでおりますけれども、やはり小さな畑で野菜をたくさん作って、出していらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますし、若い人たちがどんどん、そこに入って来られて、みなみの里に新しい野菜、それから新しい品種の野菜なんかをどんどん出して行って、みなみの里の発展に寄与していただくような、また、施策もされていったらいいんじゃないかというふうに思っております。 第1の質問の、三並小学校の存続についての話はこれで終わりにしていきまして、次に、用途地域の見直しについて、質問をさせていただきたいと思います。 隣接市町村では、現在、猛烈なスピードで都市化が進んでいます。目の前に、わが町に都市化の波が訪れようとしています。そのための備えを、これからの10年先、20年先を見据えて準備しておく必要があると考えます。 都市計画法で用途地域がいくつにも分けられています。住居地域、商業地域、工業地域と様々な地域形態に適した用途の指定がなされています。 それでご質問です。 筑前町の都市計画法における用途地域の指定は、いつ頃行われたのでしょうか。都市計画課長お願いします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 筑前町の用途地域につきましては合併前に行われていまして、三輪町では昭和48年に、当時の甘木市都市計画と一緒に区域設定されております。夜須町では昭和52年に

	なっております。どちらも40数年前に、合わせて332ヘクタールの区域で設定されております。 それから20年後の平成6年には都市計画法の改正に伴いまして、住居系の用途地域を、現行の第1種・第2種低層住居専用地域に、用途の細分化による見直しを行っております。 その後、平成23年にめくば一周辺と南高田のそれりを含む大刀洗駅周辺を合わせまして40ヘクタール編入しまして、全体面積が372ヘクタールとなっております。 平成29年には朝倉市の都市計画区域だったのを、三輪地区を筑前町都市計画区域として全町一本化しております。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	用途地域の指定としては非常に少ない部分だろうと思うんです。 用途地域の図面を見ますとですね、朝日地区に限って言えば準工業地域となっております。現在は、ほとんど朝日の全域が住宅になっており、そのままでいいのでしょうか。 また、東小田地区それから篠隈地区は、大きく住宅地に変わってきております。指定していないところに開発がどんどん進められているようです。 さらに誘致計画がある工業団地は、用途地域として未だ指定されておられません。 先ほども言いましたけれども、都市化は目の前まで進んできています。見直し作業を当町の都市計画審議会に諮って、早急に策定作業にかかられる予定がありますでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	昨年の第2回定例会で木村博文議員の一般質問でお答えしましたとおり、本町の将来都市像を具体化する基本的な方針、これを、国土利用計画を基盤に都市計画マスタープランに定めております。土地利用、都市施設、都市整備、そして都市景観等の指針に基づき、町民の参画をもって、まちづくりを進めているものでございます。 朝日地区の準工業地域につきましては、環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便性を図る地域となっております。福岡や飯塚方面に延びる主要な国道が交差し、流通の利便性の高さから住居系と事業所の混在地域となっております。 当地域は、近年住宅化が進んでおりますが、現在の用途を見直すことで、既存住宅にも不適格建築物が生じることとなります。権利侵害に及ぶことも考えられますので、慎重を期するものでございます。 四三嶋工業団地におきましては、既に農業振興地域として指定しております。工業団地の計画がありまして新たに用途地域指定をできるものではございません。 現在策定の都市計画マスタープラン、この目標年次が令和7年と継続中であります。次のマスタープラン策定と合わせて用途地域の指定見直しについてもですね、都市計画審議会を立ち上げて取り組みたいと考えているところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	マスタープランに則って、適切に用途地域の指定をなされることを希望いたします。 先ほど述べられました中で、不適格建築物が出現する可能性があるということですが、例えば工業地域から住宅地域に変更するということで、用途地域の変更による既存部分ですね、現行法に適合するようになればいいのでしょうか。 また、既存不適格の烙印がそういう建物には押されるのか、質問したいと思いますけれども。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	用途地域の見直しにつきましてはですね、誘導という形で十分な説明をしていかなくはならないと思いますが、既存不適格住居になりますと、建築物になりますと、事業所、そういったところがやはり経営が営まれなくなるということにも及びます。そうい

	うことで慎重な審議、検討が必要であるというふうにご説明したところです。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	大規模な修繕または大規模な増改築が行われる部分については、その用途地域の基準に合うようにしなければならないと思うんですけども、例えば既存、今の部分でそのまま継続するのであれば、地域の変更があっても不適格の烙印を押されないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺はもう一度十分ご検討されて、回答していただいたらうれしいと思います。 それから続きまして、この度、新しく設けられました田園住居地域という指定でございますけれども、住宅と農地が混在して、両者が調和して良好な住環境と営農環境を、あるべき都市像として都市計画に位置付け、開発、建築規制を通じて、その実現を図るための住居系用途地域とするというふうに、平成30年度から、こういうふうな田園住居地域というのが指定されているんですけども、住宅の中に農地が多く存在し営農環境と住環境の調和を図り、緑が多い区域に居住する新しい形での用途地域として位置付けられているようです。 先ほども町長がお話になりましたけれども、これもマスタープランの中で計画していただきたいと思っておりますが、都市計画課長よろしくお願いします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	田園住居地域につきましては、先ほど柳議員がおっしゃいましたとおり、良好な住環境と営農環境を形成している地域の指定でございますので、平成29年に新設されたものであります。 建築規制としましてはですね、現行の第2種低層住居専用地域とほとんど違いがないものでありますが、新制度では、地域内で生産された農作物の小規模な販売店、あと農家レストランなどの食品製造業が可能となります。 本町では福島、石櫃、中牟田、二の一部が第2種低層住居専用地域指定でございます。その中に先ほどの施設が建築可能となるイメージでございます。 新設された背景の1つにですね、30年前に制定されました生産緑地法が2022年に期限切れとなります。市街化区域に指定した農地の宅地売買を抑止する目的とも言われております。 東京や名古屋、大阪での三大都市圏等の農地が点在する住宅密集地で検討されているものでございまして、福岡県ではですね、採用はまだありません。 新しい制度でもありまして、今後の検討課題として調査、研究が必要であるというふうに思うところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	前段で質問いたしました三並小学校の児童数の減少の一助になればと、非常に期待をしている新しい用途地域の指定でございますので、マスタープランと一緒に考えていただいたらよろしいと思います。 通告書の4番の分については、これで終わりたいと思います。 5番目なんですけれども、急速に進むでありましよう都市化の波に対応する方策として、開発に係る建築計画それから排水計画、防災計画、環境計画、また農地との関連と無秩序な開発を規制するための適正に審査する規定を設けるべきではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	本町はですね、福岡都市圏や久留米広域圏に隣接し交通立地条件に恵まれていることにあわせ上下水道整備も整っているため、現在も宅地開発が進められている現状でございます。全国的に人口減少が進む中、本町が人口増加を続けているのは、この宅地開発による移住にあると思われます。

	柳議員ご提案の開発審査会ですが、30年ほど前までは3,000平方メートルを超える県開発において開催しておりました。 しかし、各関係機関の日程調整等や様々な意見が出て集約に時間を要すために、現在は文書にて相互確認し開発許可に至っております。今後も県と連携を密にし適正な開発指導を行うとともに、住民と一体となって、本町の目指す緑豊かな自然環境の中で、生き生きとした暮らしを楽しめるコンパクトシティの実現に努めてまいりたいと思うところでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	30年前までぐらいは開発審査会をされていたという話ですけれども、現在文書で、相互間で、各課で回して許可を出されているようですけれども、これで本当にいいのかということと、それから、町には、いろんなところから、いろんなお話が来ているようです。将来のためにも真剣に考えなければならない時期だと考えております。前向きに取り組む事項を丁寧に処理していただきたいものです。 町長、最後にお話をお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まちづくりは守りも努力であります。このように福岡都市圏の波が押し寄せてきておりますけれども、福岡都市圏も、やがては人口減少社会に入っております。そのことも含めながら、また私どもは、今こういった町政を携わさせていただいておりますけれども、将来に繋ぐための一時期でもあろうかと思っております。より磨きをかけて後世に繋ぐことこそ我々の使命だとも考えます。 ということで考えれば、わが町はこの美田のですね、きちっと22世紀に残すことも将来への遺産であると、私は確信をいたします。 そういった意味で、マスタープランの中でも「食と平和」という高々な目標を掲げておりますけれども、まさに22世紀に残すべき遺産だと、誇るべき遺産だと、そのようにも考えておりますので、整然とした農地と、そして市街化の波をコンパクトにまとめて、それを整理しながら、整理等をしながら、進めていくことが非常に大事だと思っております。 守りも努力であります。攻めるも努力であると思っております。よろしく願いいたします。
議 長	柳議員
柳 議員	最後にありがとうございました。 最後に言わせていただきます。 筑前町の将来が、筑前町の総合計画のとおり、明るく住みよい町になりますように、また、かがし祭りの、あの賑わいのように活気があふれ若者が集う町になるように、創意工夫していかなければならないと改めて痛感しております。 中間山地の集落の消滅は、これまで築かれてきた、それぞれの地域の文化と伝統が失われていくことになります。時代の趨勢だからと片付けるには忍びなく、一つの時代が終わっていく寂しさのみを想像するのは、私の思い過ごしでしょうか。 新しい時代は、次の世代に人たちのものです。しっかりと将来に向かって、現在を、今を、設計していくことが、今を生きる私たちの使命だと考えております。 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これで2番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 10時55分から再開いたします。

	(10 : 44)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10 : 55)
議 長	9番 奥村忠義議員
奥村議員	改めまして、おはようございます。 早速でございますが、通告書に基づき、安心・安全な町づくりの観点から、防犯カメラの設置や設置するにあたっての補助金、またランニングコストについて、質問を行います。 このことにつきましては、平成27年にも質問しておりましたが、その後、何ら進展もないようでございますので、再度、質問をさせていただきます。 ちょっとその前に、つい先日ですね、確か先週の木曜日ぐらいじゃなかったかと思うんですが、町内小学校の女の子が後をつけられるといった事案がLINEニュースで流れていました。このことにつきましても防犯カメラが必要だと感じる町民の方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。 そこで、まずは防犯カメラの設置についてでございますが、先日、商工会との意見交換の中でも、本町に防犯カメラを設置する計画はないのか、防犯カメラが設置されたら犯罪抑止に繋がり、安心して暮らせる筑前町ということで、今後の人口増にも繋がってくるのではないかといった意見が出ておりました。商工会のほうでも防犯カメラは必要であると認識してあるようです。 また、商工会だけではなくて私の周りでも、「筑前町は、なして防犯カメラを設置せんとな」とかテレビドラマやニュースの影響でしょうが、「大体犯人は、まず防犯カメラで探しようが。犯人の検挙率も上がろうが」といった声が多く聞こえます。 それでは、さっき申しました設置計画と補助金等やコストについて、お尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。 まず、設置計画についてでございます。 現在、町として犯罪等の抑止を目的に、防犯カメラを小中学校に14台、役場本庁舎に3台、そしてコスモスプラザに1台と、合計18台を設置しております。 今後の設置につきましては、筑前町防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱に則り防犯カメラ、犯罪等の抑止に効果が見込めるということなどを吟味いたしまして、必要と思われる箇所について、防犯カメラ管理責任者である財政課長、そして教育長及び関係各課と連携して協議、検討を行ってまいります。 次に補助金といたしましては、性犯罪防止対策として、県事業の福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業がございます。補助額は、カメラの購入及び設置工事等に要する経費2分の1以内の額で、1台当たり20万円の上限設定がございます。 撮影範囲は、道路、公園等の公共空間を撮影するものとし、対象地域は、過去に性犯罪または性犯罪に発展する恐れのある声かけなどの前兆事案が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域となっております。 また、設置後のランニングコストは補助対象とはなりません。 そして最後に、そのランニングコストでございます。おおよそですが電気代として、1基当たり年間3,000円から4,000円ほど、加えて保守点検を委託する場合は、1基当たり年間2万円から3万円必要となる見込みでございます。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	学校内とか、それから学校の外を監視するみたいな形で18台付いてあるとおっしゃっていましたが、私の質問はですね、その学校内のことは十分承知いたしております。

	侵入者とかを防ぐんじゃないくて、やっぱ屋外にですね、近くの主要機関のバス停とか公園、それから駅、大刀洗駅とかにですね、そういった箇所に付けたらどうかという質問でございます。 それとまたですね、北九州市でアンケート調査を行った結果がですね、市民アンケートでは9割の方が、防犯カメラが必要だと回答されたそうです。 そしてまた、うきは市、久留米市、田主丸町では、平成25年末の運用開始以来、刑法犯認知件数が大幅に減少されたと聞いております。特に、うきは市についてはですね、25年度から28年度までに45.1%も減少されたそうです。これは、福岡県の平均が大体37、8ぐらいだったと思います。 これだけの結果が出ておりますので、どうしても、そういった、今言った駅周辺とか乗り降りの多いバス停とかですね、公園には必要じゃないかと思いますが、このことについて町長、お聞かせください。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	私のほうから回答いたします。 一般的にですね、犯罪多発地域あるいは犯罪が多発する箇所におきましては、防犯カメラの設置というのは一定の抑止力になり得ると思っております。また、即効的な効果が見込めるものと捉えております。 幸いですね、現在、本町では、ボランティアによる夜間の巡回等いろいろ、ご協力もあり、比較的落ち着いた状況でございます。必要な状況になった場合はですね、有効な一つの手段として協議、検討していきたいと考えております。以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	前回の質問の折もですね、やっぱ検討されると申されております。その後27年度から今日に至るまで検討されたという話は聞いておりません。 そこで、ぜひとも町民の皆さんもですね、望んでおられる、この防犯カメラの設置を、今度は言葉だけでなく本当に検討されて、計画に一日も早く計画に移されるようお願いいたします。 それでは、次の2番と3番ですか、(2)と(3)、まとめて質問いたします。 歩道で雑草の繁茂の激しい場所で、自転車の通学を妨げる箇所が見受けられます。 これは、質問の要旨からは、ちょっと外れますが、よく町長のあいさつの中でも、筑前町は田園風景の美しいところであると、道沿いに広がる田園風景は、すばらしい景観であると、あいさつでおっしゃってあるのを耳にしたことがあります。 私も確かにそのとおりだと感じております。これからもですね、ぜひとも、すばらしい景観は守ってほしいものです。 それなのに雑草の繁茂の激しい場所は景観を損なうだけではなく、自転車通学等の妨げにもなります。わたしが何箇所か知っている場所では、あちらこちらにある中でも、特に県道西小田・久光線の高上ですか、高上付近の繁茂が目につきます。 それから続きまして、(3)も一緒にやらせていただきます。 雨の日に水溜りができて、自転車通学の自転車が漕ぎにくく危険な箇所がある。また自転車がですね、2台、3台、中学生とか一緒になって通っています。そこで1台が水溜りの中に入ったりとかですね、そういうことも見かけたことがあります。 そういった件も併せて、どこの地区にどれだけあるのか、認識されているのかお尋ねしますとともに、今後の対策をどのように考えてあるのか、お尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 2番、3番まとめてご質問がございましたので、原課に関連するものそれぞれ分けて回答をさせていただきたいと思います。

	まず、2番目のご質問の件でございます。 歩道等で雑草の繁茂を含む道路の危険箇所の点検につきましては、シルバー人材に委託しております道路パトロール等により、毎週1回行っているところでございます。 また、雑草等による視認性の悪化等で通行に支障をきたす恐れがある箇所につきましても、住民の方々からの情報提供あるいは地元区長、環境美化推進委員の方々からご報告や要望をいただき、状況に応じて職員で確認を行っております。 地域の環境活動につきましては、毎年クリーン運動、道路愛護等を通じ、地元の協力活動でご協力をいただきながら取り組んでいただいております。 草刈り等につきましても、特に車道上となると安全対策等の関係もございますし、そのようなことも含め行政側からですね、具体的な箇所を指定して、草刈り等をご依頼することは、あまり押しつけとならないような配慮も含め、なかなか難しい面もございますけれども、危険箇所等ご連絡あるいは把握した場合には、必要に応じて事前に区長への情報提供、ご相談等は行ってまいりたいと思います。ご理解をよろしくお願いいたします。 次に、3番目の回答でございます。ハード面の対策で回答をさせていただきたいと思っております。 通学路点検の結果の報告につきましては、原課も承知をいたしております。 その対策につきましては、地元からの要望をもとに、毎年予算の範囲内で計画的に改善を行っている状況でございます。 特に危険箇所の緊急的な対策といたしまして、先ほども申し上げましたように、定期巡回の報告、住民の方々からの情報提供、さらに地元要望、通学路点検等を踏まえ、そのまま放置しますと、例えば、危険を伴う箇所、例えば道路陥没とか穴ほげ、さらにはご質問の、危険を伴う道路の水溜り等につきましても、現地を確認し緊急的に直営で行うなど、随時補修も行っているところでございます。 国県道につきましても、県も道路パトロールを実施されておりますけれども、危険箇所等情報提供があれば、すぐに県へご連絡もさせていただいております。 県にお聞きいたしますと、ちなみに道路の草刈り等は年1回実施をされているようでございます。緊急にする場合については、必要に応じ対応されておられるようでございます。 したがいまして、先ほどご質問の県道久光・西小田線の沿線につきましては、かなり歩道部も茂っておるのも、町も確認をいたしております。町からすでに県のほうにご連絡もいたしております。県も確認をされておられるようでございますので、聞くところによると、年内中には対応されるというふうになっております。 今後具体的にそういうふうな危険と思われる場所等が発見されましたら、恐れ入りますが、情報提供をお願いしたいと思っております。事故の原因にも繋がりますし、状況によっては補修等も考えられますので、できましたら区長を通じ町へご連絡していただけたらというふうにご考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	教育課のほうから2番、3番、まとめてお答えしたいと思います。 通学環境をより安全なものにするために、通学路の危険箇所については、毎年関係する行政機関と合同で現地の点検を実施しております。 議員がおっしゃる雑草の繁茂する場所や雨の日の水溜り等の、すべての把握はできてはおりませんが、その中で通行の妨げになる箇所や見通しを遮る箇所、または冠水箇所につきましては、把握に努めているところでございます。 点検を行った箇所につきましては、同行していただいております専門家の指導内容を担当部署へ情報提供し、改善に向けた対応をお願いしているところでございます。 併せて、通学中に児童・生徒が事故に遭わないために、子どもたちが大雨等で危険性

	が認められる場所に関する情報を正しく理解し、安全のための行動に結び付けることができるように、発達段階に応じて日ごろから理解を深めるための教育を、計画的、継続的に取り組んでいく必要があると考えております。以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	今の回答の中でですね、区長さんに相談されてあるとか、年1回繁茂の激しいところは切ってあるとおっしゃってありましたが、この、確かにに県道西小田・久光線、先週切ってあるみたいです。 でも一番激しいのはですね、やっぱり10月頃なんですよ、景観を損なうのは。できたら年に1回であれば、その時期に、9月ぐらいに切っていただければですね、一番景観を損なわないんじゃないかなと思います。できたら今後はそのような、年1回であればそのような時期にお願いしたいと思います。 それでは続きまして、次の質問に入らせていただきます。 (4)の通学路の歩道が途切れている箇所がある。その対策はどのように考えているのか、といった質問でございますが。 これは、通学路交通安全点検プログラムにも載っていないのと、今までに地権者の方に何度も相談されたと思います。それでも、どうしようもなかったんじゃないかと思いますが、今までの経緯と今後の対策について、お尋ねします。 これ2点ございますので、まず、三輪地区のほうからお尋ねしたいと思います。 まず1つ目が、新町から野町にかけて歩道が1カ所だけですね、途切れている場所がございます。ほんとその区間だけ歩道の中に、家の、何と言いますかね、工場みたいなのがございまして、家内工場が以前からあったのでしょうか、歩道が途切れていて、どうしても自転車がですね、膨らまないと通れないといった場所が1件と、2つ目が、夜須中学校付近で、ナフコと中村クリニックの間の通路には、元々路側帯が設けられていなかったように見えます。白いラインが跡形もなく消えているのかは存じませんが、通学路交通安全プログラムには載っていません。 歩道につきましても、夜須中のグラウンドのところからは段差が激しく、通りづらい歩道があるにはありますが、ここも旧夜須町時代に商工会があった場所の付近で途絶えています。道幅も狭くて非常に危険な通学路だと思います。歩道が狭いところを3人で下校している際に、1人は歩道を歩き、もう1人が車道を歩き、3人目はどうかすると自転車に乗っていたりとかですね、押ししたりしている子がほとんどですけども、3人でおしゃべりをしながら登下校している、登下校というよりも下校ですかね、下校している姿をよく見かけます。 登下校の交通マナーの指導も含め、なぜ通学路交通安全プログラムには載っていないのでしょうか、その点をお尋ねします。 また、386号線に出なくても済むように、旧夜須町商工会付近から中学校のグラウンドに歩道を通すことはできないのでしょうか。商工会の前を通過して公園に出る道はございます。あんまり広くはないんですけども、十分2人並んで行けるぐらいの広さの道がございます。これを利用して、この商工会の前を利用してグラウンド脇には通せないものかとお尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 ハード面よりお答えいたしたいと思います。 場所の状況につきましては、把握はいたしております。拡幅に伴う内容につきましては、ある意味、個人情報等の関係もございまして、今後のこともございまして、経緯については、ちょっとお答えはできませんけれども、歩道整備につきましては、地元要望をもとに年次計画を立てて、用地と地元のご協力が整い次第、計画的に整備を行って

	おります。 ご承知のように、現在工事を行っておりますけれども、やすらぎ荘入口交差点改良に伴う歩道の新設、それから安野から四三嶋へ通じる通学路の道路整備等も行っております。県もですね、国道３８６の三輪中の付近をはじめ、それぞれ予算等の関係も考えられますけれども、毎年、計画的に行っている状況でございます。 整備につきましては議員ご承知のとおり、用地、予算等の関係もあり、すぐには難しい面もございますし、安全対策としては、ドライバーに注意喚起を促す意味で、路面標示で対策を講じる場合もございます。 ご質問のプログラムに載っていない場所、あるいはラインの関係等につきましても、なかなか隅々まで把握することは限度もございます。対策的にもラインの引き直しであれば、予算の都合もございますけれども、特に問題はございません。しかし、新たにラインを引くとなると警察等の協議も必要となつてまいりますけれども、条件的に可能であれば対策も可能でございます。そのような場所等がございましたら、恐れ入りますが地元区長を通じ、ご連絡をいただけたらと思っております。 また、ご質問の箇所、途切れている歩道につきましては、いわゆる県道部も含まれているようでございます。さらに夜須中付近の歩道につきましては、ご参考にさせていただきたいと思いますが、いずれにしても基本用地の問題がございますし、それぞれ予算等の関係も考えられます。町としても地元要望にお応えするために、今後も地元協議等が整い次第、毎年計画的に県あるいは関係機関と連携し改善してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	教育課よりお答えいたします。 通学路危険箇所巡回調査結果報告書につきましては、各地区のＰＴＡ地方分会から提出された危険箇所について点検をし、報告書としてまとめております。 通学路交通安全点検プログラムに載っていない箇所があるという件につきましては、ＰＴＡや区長さんにご協力をいただいて点検を実施してはおりますが、広範囲にわたる通学路でありますので、把握できていない箇所もあるかと思われます。 それにつきましては、地域や関係者の方々からの情報を提供いただくことで、報告書の内容充実に繋げていきたいと考えております。 また、登下校時の交通マナーにつきましても、指導の徹底を図る必要があります。今後も様々な方のご協力を得て、通学路の環境改善を図っていききたいと思います。以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	お答えの中に予算的なものがあるということでございますけど、何分ですね通学路の安心・安全の面からですね、これは本当に危険な場所はやっぱり大きな事故に繋がる前にですね、どうか解消してほしいものでございます。 それともう１点、電動車椅子ですか、通称シニアカーの方が東小田上橋を信号機に向かって通行している際に、前から来た自転車に乗った男子生徒が、橋の真ん中付近で自転車を降りて、自転車を抱え、車道に下りて道を譲っているという姿を見かけました。対向車両が通らなかったからよかったものの、非常に危険な行為だと思います。男子生徒のこの優しさがですね、事故に遭ったりして裏目に出なくて本当に良かったと思います。 将来的に東小田上橋の拡張工事が予定されていると聞いておりますが、大体いつ頃のことでしょうか。できればですね、重大な事故が起きる前に早く着工してほしいものですが、この件について、大体いつ頃になるのかお尋ねします。
議 長	建設課長

建設課長	お答えいたします。 これは、県の事業で河川改修が行われております。現状議員言われましたように、前後の道路は広くてですね、この橋の部分は狭くなっている状況でございます。 先ほど申し上げましたように、県のほうで曾根田川の河川改修工事が行われております。最終的には国道３８６夜須交番まで計画があるようにお聞きいたしております。 その影響で町道部にありますこの東小田上橋につきましても、将来、県の改修工事に伴い、橋の架け替え工事も計画をされております。 したがって、この橋までくるのが、具体的にいつ頃になるのかまでにつきましてはですね、県も毎年予算の関係もございますし、お聞きしますと明確にはお答えにくいということでございますが、おそらく今のペースでいきますと、最低５年はかかるのではないかとということをお聞きいたしております。 町としてもですね、防災の観点から早期完成をお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	ますますですね、こういった事例が増えてくるんじゃないかならうかと思っておりますので、できるだけ早急に解決していただくようお願いいたします。 それでは、最後の質問に入ります。 電動車椅子の交通指導について、安全対策は講じているのかといった点でございますが、電動車椅子の交通指導について、安全対策はどのように講じているのか、また、免許証を返納された高齢者の方が、電動車椅子に乗り換えられるといったケースが昨今、増加してきております。 電動車椅子にも国産と外国製とかあって、国産車は最高時速６キロに設定してあるそうです。しかし外国製はですね、１０キロまでスピードを出すことが可能だそうで、この１０キロまでスピードが出るのは、高齢者の方々は最近多く求められていると聞いております。 もちろん事故はですね、やっぱりこの１０キロまで出る外国製が多いと、これは朝倉署のほうに行ってお尋ねしたところ、そういう回答を交通課の方はおっしゃっていました。今後、将来的に団塊世代の方々が免許証を返納すれば、ますますこのシニアカーは増えるものと考えられます。 そしてまた電動車椅子は歩行者扱いになりますので、もちろん歩道を通行していただくこととなりますが、車道を通行している方もよく見かけます。これは仕方ないじゃないかと思います。 また、車道と歩道の段差が激しく歩道を通れない箇所がいくつもあります。これに対してですね、なにがしかの対策を将来的に考えてあるのか、何か講じてあるのであればお尋ねしたいと思います。 なお、電動車椅子を購入の際に、補助金があっているのであれば、そのことについてもお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	交通安全の担当課ということで環境防災課のほうからお答えいたします。 電動車椅子はハンドルが付いているので、一見すると自転車や原動機付自転車と同じカテゴリーと思われがちでございますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、道路交通法上では歩行者と同じ扱いになります。したがって、使用にあたり運転免許は必要なく、歩行者としての交通ルールや交通マナーの遵守が必要となってまいります。 現在、町では歩行者の交通ルールやマナーの啓発として、町広報、出前講座、街頭啓発など住民に対し注意喚起を促し、啓発に努めているところでございます。 免許が必要ないため、増加傾向かどうかというのは確認が取れておりませんが、今後

	ですね、急激な高齢社会を迎え、利用増加も十分考えられることから、これからの啓発を進める上で、電動車椅子に関しての安全対策も必要だろうと考えております。 運転に際しての基本的な交通規則を遵守して、安全な通行をお願いします。そのような、まずは使用にあたっての注意説明は販売店が担う役割になりますが、町としては警察と連携しながら、出前講座、街頭啓発など機会を捉えて、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。 それから、補助につきましては福祉分野になりますが、介護保険のほうで、高齢者のシニアカーのリース事業というのがございます。要件があり、その要件に該当すれば、10%の自己負担で利用できるというところになっておるようです。以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	これで質問はすべて終わりましたが、安心・安全な町づくりについて、私の質問以外にもですね、いろんな件に関しまして、町長は今後ですね、この筑前町の安心・安全な町づくりをどのように考えてあるのか、最後にお聞かせください。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 ここ10年でですね、大きくまちづくりの根幹が変わりました。それは東日本大震災であります。あの震災以降ですね、災害が頻発いたしまして、まちづくりの中に防災、災害というものをきちっと位置付けると、そういう自治体にすべてなりつつあります。 本町も例にもれず大災害に見舞われましたので、防災を一つの柱として、当然のインフラとしてですね、整備していく覚悟でございます。 併せまして、様々な交通問題等の整備も必要でございます。ただ、これは非常に県、国の事業と密接に関連がございまして、なかなか町単独の、3割自治の自治体では厳しいところもございます。 したがって、密接に県あるいは国等と連携を取りまして、要望いたしまして、整備の早期実現に向けて努力をしていきたいと思っております。 県のほうにもですね、たくさんの要望をいたしております。県土整備事務所のほうからもですね、どこか優先順位を付けてくれと、それぐらい言われておりますけれども、私どもは、まずは今かかっている事業について、ぜひ、これを完工してほしいと。 具体的には、今、上高場のほうでの接続工事、それから三輪中の前の歩道整備、それから併せまして、今、386のやすらぎ荘入口の交差点の歩道整備、これは町もやっておりますけれども、町もやっているからという姿勢を見せてですね、やっていきたい。 と同時に、これはぜひぜひ、地元の盛り上がり極めて重要であります。用地交渉等はなかなか役場だけでは困難でございますので、ぜひ、用地交渉等についても住民の方々のご尽力をいただきたいと、そのようにお伝え願いたいと思います。以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	町民の方々が安心して暮らせる安全な町づくりを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これで9番 奥村忠義議員の一般質問を終わります。
議 長	引き続き、会議を開きます。 10番 山本久矢議員
山本議員	以前質問した内容に近いような質問になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。 通告書に基づき、従っていきなしたいと思います、こどもの交通安全対策についてということで、5点ほど質問させていただきます。

	その前に、自転車という位置付け的な部分で、自転車は単なる乗り物じゃなくて、免許はもちろん要りませんが、道路交通法では車両、要するに軽車両という位置付けになって、結局、道路交通法、交通ルールを守らなくちゃいけないということになっております。以前、小学生が自転車で事故を起こし、高齢者の女性がこん睡状態で9,500万円の賠償とかが起きております。 そういうことから、交通教育なり小中学校含めての質問に入りたいと思います。 自転車の違反ですね、自転車乗用時の法令違反、交通事故件数を簡単に申し上げますと、全体的な安全運転義務違反、安全不確認ですね、発信するときとか左右確認とか、そういった部分で、それが50%以上、51.3%になっております。なかなかそのとおり安全に走ってないのが現状です。 また、一時不停止、一時停止を無視して走っている。それが19.8%。その他多いのが信号無視ですね、自分のとこの横の信号も、たまに中学生なり一般の方の信号無視が多いです。 それから、自転車乗用中の、使用中の年齢層別の交通事故死ですね、死傷者数の割合で、一番パーセントで多いのが65歳以上の自転車に乗っていて、事故なり死亡なりということが19.6%、その次に多いのが15歳から19歳の乗っている方の死亡事故なりケガをされております。18%ですね。その次に多いのが14歳以下の事故なんですね、死亡事故なりケガをされている、12.5%。14歳、中学2年生、3年生で、先ほど15歳から19歳、それも3年生が入ると思いますが、その中でたくさんの事故が起きているということ、亡くなっているということなんですね。 以前、ずっと前ですけども、私が議員になる前のことですけども、やっぱり三輪中の生徒が自転車交通事故で亡くなられております。それはもう記憶に未だに残っております。 ということで、今から質問に入らせていただきます。 以前も同じような質問をさせていただいておりますが、子どもたちのルール、主に、小学生も入りますが、中学生、ルールを守らない生徒たちが未だに多いと。まだ多いと。交通安全教育なり指導はやっておられるのか、お尋ねいたします。
議長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 平成30年第3回定例会の一般質問において回答しておりますとおり、児童・生徒への交通安全教育につきましては、各学校において、特に年度初めの4月に交通安全教室を開いております。 授業においても、学級活動や道徳の授業の中で、自分の生活行動を見直して危険を予測し、的確に行動する力やかけがえのない命を尊重することの大切さなどを学んでおります。 その他にも生徒会の自治的活動を通して、自転車点検やPTAによるあいさつ運動、教職員による下校指導等を行っているところでございます。 しかしながら、議員ご指摘のとおり、通学時に歩行者や自動車の運転手に迷惑をかけたり、危険な乗り方も見受けられている状況であります。今後も自転車の正しい乗り方やルール、マナー等については、繰り返し、繰り返し、指導を継続していくことが重要であると考えておりますので、指導の徹底を図っていきたいと思っております。以上でございます。
議長	山本久矢議員
山本議員	前回質問した内容と一緒になんで、回答も同じような感じなんですけど、もうちょっと厳しくやってくださいよという部分を言いたいところであります。 なかなか守らない、直らないという部分は、指導の現場を見たことないんですよね。

	学校には入っていかないけども、辻と言いますか角、たまにPTAの保護者会の方が立っておられると思いますが、単なるあいさつ運動みたいなんですね。おはよう、いってらっしゃいとか、そんな感じで、指導は行われてないと思うんですね。 それと、どう言ったらいいのですかね、点検等も行っているということでしたが、今年は点検とか、自転車の点検ですね、行われたんでしょうか。また、三輪中、夜須中ありますが、両方行われているのでしょうか、どうでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 交通ルールを守らない生徒につきましては、生徒指導主事を中心に交通安全担当職員が指導を行っているところでございます。 さらにPTAや地域の方々のお力をお借りしながら、指導についても指導のあり方を再度見直ししながら、生徒の交通安全教育の徹底には取り組んでまいりたいと考えております。 それから、自転車の点検につきましては、各中学校において生徒会専門委員会による毎学期に、自転車安全点検を行い、整備不良の改善に努めております。 また、地域の自転車販売店やPTAのご協力により、自転車点検等も行っているところでございます。 点検により自転車に整備不良があった場合には、一時預かりをしたり保護者に連絡をして、確実に修理を行うよう指導しているところでございます。以上でございます。
議 長	山本久矢議員
山本議員	今の内容で分かりましたが、やっぱり何と言うんですかね、自転車に不備があった場合は、厳しく、それに乗って来ちゃいかんよと。一時預かりとか言われていますけど、年に1回、1台あるかないかだから、いいとは言えないで、他に、もうちょっとPTAの方が点検をされているということなんで、自分は専門的な立場から言うと、本当にちゃんと見よとかいなど、僕はそこ辺が心配です。 これぐらいならよかろう、PTAのお母さん、お母さんとは限りませんが、とにかくPTAの方たちが見られている部分がやっぱり心配です。 ですので、厳しくですね、やっぱり先生たちも年に1回なり、そういった指導者講習とか点検の講習に出てある先生がおられると思うんで、これは先生たちなり業者なり協力してですね、もうちょっと厳しく、これはもう乗って帰れんぞというくらいの気持ちでですね、しっかり厳しく指導を行ってほしいと思います。 次に2番目、これは三輪小学校の子どもたちの送迎時の問題でございます。 三輪小児童の登下校時、特に下校時ですね。総合支所の駐車場が混雑している状況があります。3時半、学校が終わってからの5、6分経ってからの状況ですけども、どんなでしょう。 以前、役場に用事の、用件のある方が車で来られて、なんか停めにくいねと。なんで車が多いとと。中に保護者が、子どもたちが帰って来るのを待っておられるわけですね。 それで子どもたちが行ったり来たり車の間をすり抜けたりしております。ということで、大変危険だと思いますが、子どもたちへの安全対策なり保護者の送迎について、学校のほうからなり、教育課のほうから注意なり対策は取ってあるんでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、総合支所の駐車場を三輪小学校児童の送迎に利用されている現状があるようです。 支所利用者の車両が出入りする場所での送迎は危険を伴い、混雑を招く恐れがあります。保護者が送迎場所として利用する理由には、お迎えを待つ間、子どもたちが支所の

	建物内に待機できることで、雨宿りや熱中症の予防、防寒対策、さらに公共施設であれば見守りの目があるということで、防犯面でも安全であることなどが理由にあるのではないかと考えられます。 一方で、駐車場内での交通事故に遭ってしまえば取り返しがつきません。まずは子どもの安全を第一に考え、学校を通じて、子どもへの安全指導を徹底していただくとともに、保護者に対しましても、送迎マナーや安全に十分配慮をしていただくよう注意喚起を図っていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	山本久矢議員
山本議員	今、お答えがありましたけども、事故が起きてからでは遅いということですけども、もう少しですね、きつくなり、また学校の先生なり、そういった方を、送迎時、3時半過ぎから4時ぐらいまでだと思いますが、学校の終了時間で若干変わるかもしれませんが、指導者なり、何と言うんですかね、注意をする方が1人か2人なりおられたらいいのじゃないかなと思います。これは、質問ではありません。提案的な部分で、やっぱり点検、見張る人がおったほうがいいんじゃないかなと思います。 では、次に3番目、通学路の危険箇所。要するに先ほど奥村議員と重なる部分も大いにありますが、その後、危険箇所が、あちこち悪いよねという部分で、その後の取り組みと言いますか、その後、改善したのか、全部は必要ありませんが、どこどこが広がりましたとか、何かそういった改善箇所があるんだったらお願いしたいと思います。また、今後の取り組みはどうされるんでしょうか、お願いします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 ハード面の対策につきましては、原課もですね、現場を確認し、条件的に整えば毎年予算の範囲内で改善を図っております。 通学路の危険箇所の点検結果につきましては、教育課のほうより毎年区長会を通じ、箇所の状況を、今後の対策等について、ご報告がされております。 原課としましても、その結果を踏まえ、ご質問の改善箇所につきましては、地元要望に基づき対応可能なもの、例えばですね、カーブミラー、防護柵、注意喚起に伴う路面標示等の安全対策について、毎年交付金を活用しながら計画的に改善を図っております。歩道等も先ほど申し上げたとおりでございます。 危険箇所の点検結果の内容につきましては、例えば車のスピードとかマナーに関するもの、防犯に関すること、あるいは道路改良、信号機に伴う要望等々、中には条件的に用地を伴うものもあるわけでございます。どうしても条件的にすぐ解消できない箇所もございます、すべて改善したというところまでは至ってない状況でございます。 最終的には周辺の条件整備等、地元のご協力が得られれば、町あるいは県、あるいは警察等の費用面を含め諸事情もございますけれども、計画的に改善することは可能であると思います。町としても引き続き、安全・安心な通学路の整備を行っていきたいと思います。 取り組みの効果につきましては、危険箇所の状況によっては、それぞれ改善方法とか対策は異なりますけれども、ハード面の対策、安全対策としては先ほど具体策として申し上げましたように、それぞれ目的に応じた改善を図っておりますし、そのことによって効果、交通安全対策も講じられたというふうに考えております。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 通学路の安全確保に向けた継続的な取り組みにつきましては、毎年、各地域のPTA地方分会から提出された危険箇所について、関係行政機関である朝倉警察署、県土整備事務所、建設課と合同で現地の点検を実施し、専門家の指導に基づいた対応を通学路危

	険箇所巡回調査結果報告書として作成しております。 この報告書につきましては、合同点検を行った各行政機関で情報の共有化を図り、それぞれの部署において対応をお願いしておるところです。 また、各学校とPTA地方分会、区長さんにもお配りし、改善に向けた取り組みをお願いしているところでございます。 平成30年度は新規危険箇所が48カ所でありましたが、現在20カ所が対応済みということになっております。 未対応の箇所につきましては、状況の確認を継続して行っていく必要があると考えております。また、その未対応の箇所につきましては、担当の部署と連携して、今後改善に向けた取り組みを図っていきたいと考えております。以上でございます。
議 長	山本久矢議員
山本議員	今ので、分かりましたが、どう言ったらいいんですかね、危険箇所の改良なり道が広くなったり、いろんな部分が、道路施設を改良したいという部分があると思いますが、その目的には、歩行者、もちろん子どもたちなり、子どもから大人が通る道路でありますから、結局、道路を改良する、若干曲がっているから、真っ直ぐ車がという部分で、道路を少し改良したいという部分は、私個人としてはあんまり好きじゃない。好きじゃないということじゃなくて、車の速度が上がるんですよね。反対に危険だと思います。それなりに、狭いなりに車の方も気をつけて行く。子どもたちは「ここは危ないよ」、交通教育というのは、ここを飛び出したら危ないよね。一般的に子どもたち飛び出したら危ないと分かるけど、実際には飛び出すんですよね。 しっかりと子どもたちの交通安全教育なり、ここは止まらないかとよと、一時停止ということでしっかり教えていけば、すべてが改良なり、通りやすい、子どもたち、歩行者が通りやすいというか安全なという、車の要するに道路側、幅が広くなったりすると、どうしても車の速度は自然と速くなると思います。 そこら辺は、よく検討されてですね、保護者会、PTAの方たちと話されて、やっぱりいいよ危険、またいろんな車同士の事故なんか起きそうな部分は、また考えられればいいと思いますけど、とにかく道路ばかり広めても車の速度が速くなるから、子どもたちは危険だと思っております。 次に入ります。 もう重なったんで、4番目の質問は省かせていただきます。 あと5番目ですね。歩道の新設が厳しいのであれば、カラー歩道を取り入れてはできないかということで、やっぱり白線が消えかかっている道路なり歩道がない通学路がいくつかあると思います。 そこら辺で、今後カラー道路をする予定がある箇所と、現在カラー歩道が消えかかっている、道路を色で塗ってありますけども、分かりにくくなっている、消えかかっている部分がございます。 そこ辺で新設、新しくカラーを、道路を塗りますよという部分と今後の補修ですね、塗り替えると言いますか、そういう予定があればお願いします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員言われましたように、安全上、歩車道が縁石等でですね、利用できる歩道が整備されてあるということが望ましいと思いますけれども、しかしながら歩道の新設につきましては、議員ご承知のとおり用地の関係もあって、なかなか難しいというふうに思います。 特に、用地困難な場所の対策の例としまして、議員ご質問の路側帯に緑色のペイントをする方法、通称グリーンベルトと言いますけども、着色によってドライバーが車道と

	路側帯を、視覚的により明瞭に区分できるようにし、交通事故防止を図る目的で、全国的にもですね、施工例も多数ございます。 今の道路幅員内で、車道以外の路側帯に必要なスペースが確保できれば、特に用地の問題はございませんけれども、地元同意あるいは警察協議等の協議が整えば、予算の関係もございますけれども、計画的に進めていくことは可能でございます。 メリットとしましては、先ほどの用地の問題、工期短縮、さらに比較的経済的な方法の1つだというふうに思っています。 しかし、反面デメリットとしましてはですね、先ほど言われましたように、車の往来等が比較的多いところにつきましては、なかなか長くは持たないということもございます。 したがって、質問がございましたカラー化につきましても、今後、周辺状況を踏まえ、用地等困難な場所につきましてはですね、対策の1つとして計画的に取り入れ進めていくことは可能でありますし、交通安全対策の目的として今後も取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。
議 長	山本久矢議員
山本議員	分かりました。 関連で、こちらには載せておりません。 ゾーン30という学校周辺の道路なりがあります。あそこが消えかかって、ここは何なのかな、文字何か書いてあるなど。そこをよく通られる方はゾーン30というのは分かるんでしょうけど、消えかかっている部分も点検されてですね、塗り直すなり分かりやすく標示をしてほしいなと思っております。 最後に、これはお願い的な部分ですが、学校関係で中学校なんですけども、一宮市の教育委員会が実施しております「危険予知トレーニング」を活用した生徒指導ということで、こういうのも筑前町は取り入れたらいいんじゃないかなと思っております。 危険予知トレーニングや視覚に訴えるということで、ビデオなりを見せて危険予知トレーニング、要するに質問式で書いて答えるなり、そういう部分がやっておられるところがあります。今言いました一宮市教育委員会では、中学校でそういった予知トレーニングを活用してあります。交通安全教育に対して。 それをまた筑前町に取り入れてほしいなという要望をいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これで10番 山本久矢議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 13時より再開します。 (11:55)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	3番 持山英幸議員
持山議員	皆様こんにちは。 通告により3点の質問をさせていただきます。 県道山隈三箇山線で、栗田の一部の箇所で拡幅工事がなされていない件でございますが、今年初めの頃、地権者の同意書を添えて建設課へ提出し、町を通して県へ要望書を出してもらったところでございますが、これが承認実現しますと、大刀洗平和記念館、掩体壕、花立山温泉、上高場の大藤、バイオマス発電所、ファーマーズマーケットみなみの里などを1本で繋ぐ重要な道路になるのは間違いのないと思われまます。そうすると車

	の通行も多くなり、また大型車も通る可能性があります。 約４０年前に拡幅工事がなされた箇所には歩道がなく、通学及び通勤時間には人の通りがあり、非常に危険でございます。 当時は車の利便性だけが考慮されて、人のことは、度外視された感があります。今でも大きな車が通るときは危険を感じます。また、信号の変わり目には、スピードを上げて来る車があり、道路が少し鋭角になったところがあるために、先のほうが見えにくく危険であります。 そのようなことを踏まえましても、今後の工事箇所には歩道設置を強く要望してもらいたいと思いますが、建設課、どうか考えをよろしくお願いいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、県道三箇山山隈線の未改良区の件でございます。 拡幅工事につきましては、議員ご承知のとおり、県が事業主体でございます。この件につきましては先ほど言われましたように、関係者等々のご苦勞、ご尽力によりまして、本年４月に地元同意のご協力が得られたということで、要望書の提出があつておる状況でございます。 町としましても、その後、県のほうへ進達をさせていただいております。まずは地元同意が得られている以上、町としても１日でも早い工事着手を望んでおりますし、町からも要望していきたいというふうに考えております。 ご質問の歩道の件でございます。 議員ご承知のとおり、歩道拡幅となるとその分、用地が当然、必要となってくるわけでございます。したがいまして、地元のご協力、同意が得られるかどうかにもございます。 現在の状況で申し上げますと、歩道片側ではございますが、国道５００号から山隈の集落内、それから栗田の郵便局、それから山麓線までの区間歩道がございます。しかし、ご承知のとおり、その区間以外はですね、現在、歩道はないというふうな状況でございます。 県も、まずは地元要望に基づき、道路の一部拡幅のほうを進めたいというふうなお考えのようでございます。 そこで現要望に歩道の追加というふうなご質問でございますけれども、確かに今もですね、交通量もございますし、さらに拡幅が完了すれば、今以上に交通量も多くなることも予想されるようでございます。 歩道設置となりますと、この沿線には多くの住宅が立ち並んでおりますし、さらに未設置区間の距離も非常に長いということもございますし、橋梁も２カ所ございます。そのため歩道を新たに構築するには多額の費用を要しますし、すべてを完成するまで長い年月を要することも考えられると思います。 したがいまして、事業への承諾あるいは用地等に対し、地元のご理解とご協力が得られるかどうか分からないというふうな状況もございますので、今後の方向性としては、まずはですね、地元のご意向を確認する必要もございますけれども、現在、地元要望に基づき、拡幅へのご協力をいただいておりますので、町としても、まず未改良区間の拡幅を優先に、県のほうに１日でも早い工事着手をお願いしたらどうかというふうに考えております。 歩行者の安全対策としましては、歩道の必要性、重要性につきましては十分ご理解をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、今の道路形状、周辺環境等を踏まえ、まず地元のご意向を確認し、ご協力していただく意思があるかどうか等を含め、まずは次のステップ、今後の課題として協議を進めてみたらどうかというふうに考えておるわけでございます。

	そこで歩道設置の場合ですね、特に用地困難な対策例として、いくつかご紹介をさせていただきますと思います。 注意喚起を促すために路面標示等もございますけれども、先程来のご質問でもお答えしましたように、グリーンベルトという対策も1つの例だと思います。 他にも、維持管理面が危惧されますけれども、側溝の蓋がけ、それから、今の法面等をですね、利用して路肩を改良する方法等々あります。 さらには地域住民、警察等と連携しまして、歩道部を確保するために、今ある中央線を消して、車道幅員を狭める方法も考えられますけれども、いずれにしても、今の状況を考えますと、新たに歩道設置ということになりますと、地元のご理解さらに用地等の関係も必要になりますので、なかなか難しい問題がございます。 現在、町のほうから要望しております他の国県道の整備につきましても、地元要望をもとに、毎年、計画的に進めていただいておりますので、町も引き続き、早期完成に向け地元と連携し、安全・安心な道路づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。その際には、ぜひともですね、この道路部分を含め、議員のご理解とご協力をいただけたらというふうに考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。
議 長	持山議員
持山議員	今までですね、拡幅されたところに歩道がないということは重々分かっておりますが、今後ですね、全線歩道を設置するという自体は難しいと思います。ですから拡幅分だけでもですね、歩道設置というのを強く要望していただきたいと思います。 約40年も前のことでありますし、なかなか現状に合ったような道路ではないと思いますけれども、先に述べましたようにですね、一連のファーマーズとか、いろいろ繋ぐ重要な道路になると思いますので、一番に、しっかりと県に要望していただきたいと思いますので、町長の見解をよろしくお願いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 具体的には、今、建設課長が説明したとおりでございますけれども、道路整備というのは本当に時間がかかるんですね。 私も町長にならせていただいて、三輪中のところの歩道の整備、あれにも約10年近くもかかりました。まだなおかつ、その向かい側のほうはですね、まだ整備が完工しておりません。 ただ、やはり粘り強く要望していくことが極めて重要だと考えておりますので、そして、また今、歩道の基準がですね、規格が新たになりまして、従来の歩道よりも、もっと広く取らなければならないというふうに、採択基準もさらに重視されております。 ただ、間違いなく社会は、歩道とか自転車道等のですね、重要性を意識した整備がなされていくと考えられますので、十分考えながら要望をしていきたいと思っております。
議 長	持山議員
持山議員	なかなか難しい、用地買収とかですね、なかなか難しい点があると思いますけれども、今後一層努力していただきますようよろしくお願いいたします。 次にまいります。 2点目でございますけれども、農作物の被害について、でございます。 街路灯のLED化で町が明るくなり、夜の通行や防犯に非常に役に立っている、住民の皆様が大変喜んでおられます。これは本当に喜ばしいことと思っています。 しかし、先日、農作物に影響がないかという質問をした際、ほとんど影響がないだろうということでございました。ところが、水稻には、ほとんど影響がなかったわけですが、大豆に至っては、あちらこちらで被害が見受けられます。

	光が当たったところは成長が止まらず、青立ちのままで一緒に刈り取ることができないので、二度手間が要るとみんな困っています。 来年度は、大豆の作付けは場所が変わります。この際、水田に面したところの街路灯は総点検し、善処したほうが良いと思いますが、考えをどうぞ。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。 まず、現在の防犯灯の状況について、説明をいたします。 夜間の歩行者等の安全確保と犯罪防止のため、抑止のため防犯灯を設置し、現在町として維持管理を行って、安全・安心な町づくりを担っているところでございます。 特に集落点在型の本町の郊外では、光が少ない夜間の歩行者等に防犯灯はなくてはならない存在となっております。 その上でですね、現在、省エネ性能に優れ、そして、かつメンテナンス不要のLED化事業を2年計画で、昨年度、三輪地区を完了、そして今年度、夜須地区を進めておるところです。 完了した地域の反応につきましては、以前より町が明るくなって非常に良くなったという声を、多々頂戴しておるところです。 しかしですね、その反面、議員がご指摘のように、今年前半の麦作や後半の稲作では、顕在化しておりませんでした。晩秋に収穫する大豆中生品種の一部で成熟期の遅れが見られております。 これは、市街地と農村地域の混住化の進展というわが町の特性を背景に、実際に大豆の成熟が進まないと顕在化しなかったこともあり、一部ではありますが、影響を受ける圃場が出た状況でございます。関係農家の皆様には大変ご迷惑をかけた次第でございます。 現在、その上で対策といたしまして、遮光板の設置、そして向きの変更、そして設置高さをちょっと低くしたりして、そういった変更を行いまして、田畑に光が飛ばないように対策を講じておるところです。 また来年度ですね、ローテーションで中生品種の大豆作付け圃場も変わることから、現在、全体的な防犯灯の点検を行っております。 これからもですね、防犯面の安全・安心に努めながらも、かつ併せて大豆生育に影響が出ないように努めてまいるところです。以上です。
議 長	持山議員
持山議員	今まで苦情が出た分に対してですね、改善はなされたということでございますけれども、ほとんどの方がですね、泣き寝入りしたと。あそこはどうも成長が止まらないですね、青立ちばかりだという話はあちらこちらで聞きます。 それで、今言いましたようにですね、総点検をしていただきまして、早急に善処していただきたいと思います。 次に、3問目でございます。 全国で禁煙場所が多くなる中、町は喫煙所設置など喫煙者に配慮されていることは、非常に評価されることであります。 しかし、先日バス停の前を通ったとき、建物の中でたばこを吸っておられる方がいました。公共交通機関でのバス停には、皆様が利用する場所であるため、迷惑行為のないよう建物の中には禁煙という表示をすべきではないかと思いますが、お尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えをいたします。 現在、国道386号線沿いには西鉄が運行しておりますバスの停留所が、上り線それから下り線合わせて34カ所設置をされておりますし、合わせて27カ所の待合所がご

	ざいます。 これらのバス停の中で、たばこの吸い殻を捨てることのできる金属の容器、いわゆる灰皿として使用設置されているバス停がですね、2カ所あります。 先ほども議員が言われましたように、健康増進法の改正に伴い、喫煙場所については厳しく制限をされている状況であります。公共交通であるバス停につきましては、不特定の利用者があり、喫煙場所として制限が必要ではないかなというふうに考えております。 現在、各バス停は、町、社会福祉協議会、それから関係区の管理のバス停の待合所がございます。日常的な管理につきましては、関係区やボランティアの方たちに行っていると考えておりますので、関係区と禁煙の張り紙の設置や灰皿撤去に向け協議を行い、できるだけ早い時期に対応してまいりたいというふうに考えております。
議 長	持山議員
持山議員	ただ今言われましたバス停の中で禁煙の張り紙をしますと、外でポイ捨てはないだろうかという懸念もあります。灰皿を設置すれば、それなりにまた掃除する人が必要となります。だからと言って灰皿を外せば、今度はポイ捨ての心配があるということでございます。本当に善処するためには、どんなふうな考えをお持ちでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えをいたします。 まずはやっぱり喫煙者の方のマナーの問題が一番だというふうに思っておりますので、そこも含めたですね、PRの張り紙やPRのための対応をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	持山議員
持山議員	私の質問は以上で終わりましたけれども、やっぱり皆様快適に過ごせるような町づくりをつくっていただきたいと思います。これで質問を終わります。
議 長	これで3番 持山英幸議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 13時25分から再開をします。 (13:18)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:25)
議 長	4番 石橋里美議員
石橋議員	改めまして、こんにちは。 通告に従いまして、子育て世代に寄り添う支援について、ご質問をさせていただきます。 現在わが町には、子育て支援センターあいあい、たんぽぽの2カ所がありますが、子育て中の若いお母さんたちから、あいあい、たんぽぽで昼食ができないかという声をよく聞きます。 今、皆様のお手元に支援センターの利用者数の資料を配布しておりますけれども、現在のこの2カ所の利用者数の状況を、ご説明をお願いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 議員よりご準備いただきました表について、説明させていただきます。 この表は、子育て支援センター2カ所の平成30年度1年分と、下のほうが今年度10月までの7カ月分の、利用の延べ人数及び延べ利用家族数を組数として集計をしたも

	のです。 ３０年度におきまして、午前中の利用では、あいあいでは２,６０７人、たんぼぼでは２,７４４人、合計５,３５１人。午後も、あいあいが１,２０３人、たんぼぼが１,７５１人で、合計が２,９５４名。それから１日と言いますのが、午前に来られまして、一旦帰られて、また外出をされて、午後も再度、来所されている人数の延べ人数と利用されたご家族の組数です。その１日の利用が、あいあいでは３７人、たんぼぼでは１８５人、合計２２２名となっております。 この中で、大人のほうで、８１人のところに※を付けておりまして、特定利用者２組ありというふうな表現をしておりますが、これについて少し説明をさせていただきます。 たんぼぼ、３０年度ですね、このたんぼぼの利用数が６５組で１８５名の利用がっております。延べ数です。 そのうちですね、この組数の６５組のうち、特定の２家族が非常に多い回数利用されております。この６５組というのが、実家族数では１０組、１０家族が利用されております。そのうちこの特定な２家族が、それぞれお二人の子どもさんを連れて来所をされており、６５組中の４２組、延べ１２６名がこの特定な親子さんの２組の親御さんの利用となっております。この年度、特有な利用状況となっております。 下の表の令和元年度、今年度の１０月までの延べ数ですけれども、午前中が、あいあいが１,３８０人、たんぼぼが１,２９６人で、合計２,６７６人、午後のあいあいが６３７人、たんぼぼが９８８名で、合計１,６２５名となっております。 １日利用が、あいあいが４名、たんぼぼが１３名となっております。これは平成３０年度の全体の約半数となっております。以上です。
議 長	訂正ですか、はい。
こども課長	失礼いたしました。 表の数字を読み違えておりましたので、修正いたします。 ３０年度のたんぼぼの１日利用の人数ですが、述べ１８５名です。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	３０数年前ですけれども、私も２人の子どもの子育ての真っ最中でしたので、本当に午前中はバタバタと洗濯、掃除をして、本当に目いっぱい子どもたちを午前中遊ばせて、それから、午後からお昼寝をさせていましたので、まさに、この表を見るかぎり、本当に午前中が利用者数が多いと思います。 両施設とも、あいあい、たんぼぼとも、この平成３０年度の１日当たりの利用者数におきましては、午前中１０人前後、また午後は５、６人前後かなとは思っております。 また、この利用の時間がですね、午前中は１０時から１２時まで、午後は１時から４時までですので、先ほどの説明もありましたけれども、本当にお昼近くに來られた方が、一旦家に帰って、ご飯を食べさせて、また午後から来るとするのは、本当にそのセンターに魅力がないと、なかなか１日利用者数にプラスになるとは思っておりませんので、本当に１日利用するというのは厳しいかなと思っております。 昨年の一般質問で、あいあい、たんぼぼで昼食ができるようにと取り上げてありましたが、再度、確認のために、昼食ができない理由をお伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 昼食ができない理由としまして、大きく３点と思っております。 １つが施設の問題です。 広場として遊んだり、交流の場のための部屋が一部屋しかなく、そこで昼食をとることで生じる問題です。衛生管理の問題となります。

	食べこぼしを他の子どもさんが食べてしまうことや、またそれが原因でアレルギーや食中毒を起こす危険があったこと。また、食事をしている人が占有となり、午後から広場に来られた人が遊べない状況となるようなことです、 また、来所者のいないお昼の時間帯に、職員のほうが掃除機やおもちゃの片付け、消毒を行っておりますが、それができない状況となり、衛生面やアレルギー対応など補償ができないことがあります。 2つ目が、保護者指導のための職員を、昼食時間帯にも常駐させるだけの人的な余裕がないことです。 保護者のマナーにもよりますが、食べた後の片づけをせず、放置したまま帰宅してしまい、汚れ物の片づけを職員がしなければならないこと、また食事中に保護者が子どもを見ていることがなく、子ども同士で食べ物の交換をしてしまい、保護者間のトラブルになったことなどがあります。 このような問題が起きたときの対応や見守りをする職員が、今の体制では取れないことがございます。 3つ目が、子どもの生活習慣を身に付ける必要があるためです。 午前中、遊んだら自宅で昼食を取り、お昼寝をするという生活習慣を整えることが、センターの利用が多いこの0歳から3歳前ぐらいの子どもさんには大切な時期となります。そのような時期ですので、午前の遊びの後は一旦帰宅することを、子育て支援センターとしては、子育て支援の一環として保護者に対し理解を促しております。 以上、3点が理由でございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	現在、あいあいのほうなんですけれども、あいあいの施設の2階に和室があると聞きまして、先日、拝見させていただきましてけれども、この和室で昼食ができるようにはできないのでしょうか、お伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 昼食の場としてというよりも、子育て世代の親子間の交流の場として、2階が候補として上がったことがありました。しかし、あいあいの施設、建物自体が合併前の夜須町社会福祉協議会を改修した建物となっております。2階は合併以降ケーブルテレビで半分を使用されて以降、あとの半分の和室は閉鎖された状態で一度も使用されたことがありません。 そのため和室の畳、壁、天井、照明や空調など大規模な改修が必要で、また階段も広く、急なため、子どもたちが使用するのには安全対策も必要となり予算の確保が必要です。建物自体も老朽化があり財政問題もありまして、困難と考えております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	私も先日拝見させていただきまして、本当にこういう施設があったんだなということを改めて知りました。本当に和室が、畳が20畳ぐらいでステージがありましたので、そこで昼食はちょっと広いだろうと思いますけれども、本当に今ある施設をなんとかいろんな面で利用できないかなとは思っております。 次に、先日、食事ができる近郊の支援センターを見学してきました。太宰府市の子ども支援センターは、ぽかぽかサロンということで、施設が新しいこともあり、遊ぶ部屋と食事をするランチルームが別々になっておりました。遊ぶ場所は、ぽかぽかサロンと言いまして、9時半から16時30分までの利用、ランチルームは11時半から3時半までの利用になっております。各部屋の出入りのドアには鍵がかかっておりまして、そこで出入するときには必ず自分で鍵をかけるようになっております。 私が行ったときには、遊ぶ部屋では3、4組の親子が遊んでおられて、ランチルーム

	では1組の親子が食事をされておりました。このランチルームでは、小さなテーブルが6個常設してありまして、親子で楽しく食事をされていらっしゃいました。 また、もう1つは近郊の大刀洗町の子ども支援センターちゃおに見学に行きました。 このちゃおは9時から15時までで、お昼になると、本当に部屋は1つの部屋なんですけれども、お昼になりますと、そこの利用してらっしゃるお母さんたちが、1つの円いテーブルをボンとその部屋に置かれまして、そのテーブルを囲んで子どもたち、お母さんたちが仲よく昼食を取りながら、親子の語らい、また保護者同士の情報交換となつて、そういう光景を見させていただきました。 もちろん、この食事の後は、保護者の人たちで声をかけあいながら後片付けをされておりました。 施設の構造上の違いもありますが、2カ所とも今まで保護者からのトラブル、問題はないそうです。みんなで気持ちよく利用する施設は、何よりも利用する保護者の方のマナー意識が大事だと思っております。保護者の方はしっかりと守っていただきたいと思ひますし、また、保護者の方への指導をしていくことも大変、大事だと思っております。 昨年的一般質問で、公民館支館を子育て支援センターあいあいという形にするような公共施設の有効利用をしたらどうかとの質問に対して、検討するとの答弁でしたが、その後、前向きに検討されましたでしょうか。現在の検討状況をお伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 公民館支館は貸館となっており、利用率の高い部屋もあり、全館の子育て支援センターでの利用は、町の公共施設全体的検討が必要で、こども課だけの対応では現在のところ困難と考えております。 しかし、比較的利用の少ない日本間については、子育て講座等であいあい主催で利用していることもあり、利用の仕方を検討し、保護者、利用者の方々がマナーを守っていただいて、昼食も含め子育て親子の交流の場としての使用を今、検討しております。 しかし、具体的な利用法や利用料の問題等、施設整備等もありまして多々、検討事項がありますので、関係各課と協議をしていく予定をしております。 また、現在、支館は管理人がおらず、使用する人のみが建物にいる状態で、緊急時など隣にあるあいあいでも対応が、今の体制では困難なところがあるため、新たな人の対応が必要となります。 この公民館支館の子育て世代交流の場所としての活用を考えると、子育ての保護者同士の昼食の場としてだけではなく、地域の人、高齢者やボランティアなど地域と一緒にその場所で支え合い、交流することができる場所として活用していく工夫が必要と考えております。 これは、町の公共施設全体的な考え方や施設の整備に伴う予算措置も必要で、関係課との調整など、単年とはいかないところもあると思いますが、工夫が必要で協議を重ねていきたいと考えております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	今、課長のご説明で、本当に子育て、親子の交流の場として検討をしているという、前向きなお答えをいただきました。 先ほどのことで、本当に子育て、保護者同士の昼食の場、また地域の人と一緒にその場所で支え合う、交流することで工夫していくということは本当に大事なことだと思っております。 あいあい、たんぽぽのこの利用者の方で、昼食を取りたいという方へは、どこか利用できる場所とかは案内されているのでしょうか。お伺いいたします。
議 長	こども課長

こども課長	お答えいたします。 昼食の場所のお尋ね自体が、現在のところ、実際に子育て支援センターのほうの職員のほうには少ない状況ですけれども、年齢に関係なく利用できる公共施設として、あいあいではコスモスプラザをご案内し、たんぼぼでは、めくばり館やリブラということになります。 あとは朝倉市や筑紫野市の大型商業施設のフードコートとかですね、民間のそういった商業施設等のご案内になるかと思います。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	この間リブラでも食事ができないかということで、リブラの館長とも話してたんですけども、リブラの1階ロビーの一番奥のガラス張りの談話室で、そこは2時間以内だったら、利用している方がいらっしやらなかったら、2時間以内だったら無料でできるということを聞いて、初めて知ったんですけども。なかなか、たんぼぼの方では、めくばり館の方はやっぱり老人施設ということで、高齢者以外の方でも利用できるのかという、そういう質問も受けたこともあります。 やっぱり、小さなお子さんを抱えたお母さんは、やっぱり、昼食を取るために、まず施設で遊んで、それ1回移動して、また支援センターに戻って来るというのは、なかなか難しいことだと思っております。 先日、子育て世代の若いお母さんたちの話を聞く機会がありました。そのお母さんは子育てで悩む中、家族以外の人との繋がりを持ちたいと思い、勇気を出して町のすこやか相談に行かれまして、それがきっかけで、いろんな方と出会えて、悩みを乗り越えられたという話もされておりました。 また、あるお母さんは、数年前ご主人の転勤で筑前町に引っ越して来られて、知り合いもなく、右も左も分からない状態だったそうです。男の子2人抱えて、毎日戦争で、ある日、夕方の食事を作っていると子どもたちのけんかが始まったそうです。お母さんとしては、ご主人も帰ってくるから食事も作らないといけない、でも子どもたちのけんかで近所に迷惑になるのではないかと、早く止めなくちゃいけないと思っていたそうなんです。そういう中で、玄関のチャイムがピンポンって鳴ったそうです。 出てみると、なんか、いい音楽が聞こえるねって、その方はお隣のおばあちゃんだったそうです。なんかすごいすよね。なんかいい音楽が聞こえるねって、そのおばあちゃんが声をかけてくださって、それがきっかけで、ご近所のおじいちゃんともおばあちゃんとも、いろんな話を聞いてもらって、また遊んでもらったりして、とても助かったと話されておりました。 筑前町に引っ越して来られた方は、隣組に入らないとか、子供会に入らない人が増えていると耳にしますが、若いお母さんたちの声を聞くと、悩んでいる人は今の現状を何とか変えたい、また、話を聞くよと声をかけてもらいたいと待っている人がたくさんいると思います。 子育ては悩みの連続です。育児に絶望したり、経済的な不安を抱えて焦ったり孤立しまいがちです。親子にとってストレスですし、特には好ましくない事態をもたらす恐れもあります。それらの悩みを受け止めてくれる相談の場所が子育て支援センターではないのでしょうか。 そこで提案です。たんぼぼをめくばり館に常設したらどうでしょうか。 平成29年度に子育て支援センターたんぼぼの常設を試みたが、高齢者との年齢差が大きく、一緒に遊んで交流という状況が困難だったとありました。 そこで、常設が困難だった具体的な理由をお伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。

	めくばり館の活用では、筑前町総合戦略ハッピープランの子育て支援の推進の実施検証で、高齢者と子育て世代の交流の試みとしまして、平成27年度から研究と試行を重ねてまいりました。 平成29年度は3歳未満の利用が多い、たんぽぽ利用者に声をかけ、4日間をたんぽぽとして開催いたしました。 開催にあたりまして、当時の老人クラブの方々に呼びかけを行いました、実際にはめくばり館で入浴やのんびりと自分のペースで過ごしたい80歳以上の高齢者が10名程度、来所があり、親子とともに歌遊びや読み聞かせなど、その場を共有してもらいました。 恒例の来所者では抱っこなどの体力の不安もあり、声をかけても、そばによる方も少なく、高齢者は遠巻きにその様子を見守る状況で、ふれあいとまではいきませんでした。 それで次の年になりますが、保育所の協力を得まして、年齢を上げ、3、4歳児をめくばり館に散歩に立ち寄ってもらい、子どもたちの演技を鑑賞したりゲームや歌、手遊びなどを一緒にするなどを試みました。 演技の鑑賞やゲームなど一部は一緒にでき、実際のふれあいができましたが、それはイベント的な鑑賞であり、めくばり館利用目的にある高齢者にとっては、たまには良いがいつでもは気が休まらないなど、目的の違いで空間の共有が難しく、施設整備が課題であると考えております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	困難な理由を述べてくださいということで、なんか、もう後ろ向きじゃないですけども、そういうお答えだったんですけども、そういう中でも、いい意見もあったようですね。平成30年度のこの保育所の子どもたちとの交流では、小さな子どもとふれあう機会が少ないからうれしいとか元気を貰ったとか、そういうご意見もあったと思います。 10月に、今度は小郡市の子育て支援センターぽかぽかに行ってきました。ここは集いの広場ということで9時から16時まで開けてあるんですけども、ここは地域のコミュニティセンターの中に常設してありまして、コミュニティセンターを利用されるいろんな年代の方が子どもたちに気軽に声をかけてくれる光景を見ました。 子どもたちが遊ぶ部屋と別に、ロビーにテーブルと椅子がありますので、そこで昼食を取れるようにもなっております。本当に年齢を関係なく、そうやって子どもたちに声をかけてくださるという、そういう微笑ましい光景には本当に感動いたしました。 小さな子どもが苦手な方もいらっしゃると思いますけれども、一緒に遊ばなくてもいいんです。見守ってくれるだけでいいと思います。声をかけてくれるだけで若い人たちはうれしいと思います。 めくばり館では食事もできますので、たんぽぽをめくばり館の中に常設したらどうでしょうか。先ほどの子育てで悩む若いお母さんたちの話を聞きまして、子育て世代の人と子育てが終わった人との交流はとても大事だと感じました。子育てで悩む若いお母さんたちが社会から孤立するのを防ぐためにも、世代を超えて交流ができるような環境をつくる必要だと思っております。 たんぽぽをめくばり館に常設する有効活用について、お伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 議員がおっしゃいますように、たんぽぽのめくばり館の常設については、また検討する余地はあるかと思いますが、先ほどの回答と重なりますが、めくばり館の今後の工夫といたしまして、子ども対象で動ける場所と高齢者が利用する場所と、それと別に共有スペースがあって、子どもと一緒にでもよい人が、そこで空間を共有できるよう施設の整

	備が必要と思います。 現在のめくばり館では子ども仕様の別室やトイレ、日本間の安全確保など、子どもが来ても安全な場所としての改修が必要です。今後の公共施設利用については、町全体の協議も方向を出していく必要があると考えております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	たんぽぽをめくばり館に常設して、先ほども言いましたけれども、高齢者とまた世代間の交流を行えるような環境づくりをすることは、この筑前町子ども・子育て支援事業計画に掲げられてありますように、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を整えとともに、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家族への支援を行う、また、幅広い高齢者との世代間交流を継続し、その中で子どものいたわりや思いやりの心を育てられるように交流を推進するという施策に繋がるものではないかと思っております。 掲げた目標を達成するための必要な、具体的な施策ではないかと思っております。施策を実現するためには当然のことながら、必要となる財源の確保ももちろん重要なことであります。 しかしながら、筑前町には全国から寄せられました、ふるさと応援寄附金があります。この寄附金の中に赤ちゃんの駅事業があります。子どもたちの育成のために寄せられたこの浄財を有意義に使用させていただくことで、この財源の捻出も可能ではないかと思っております。また、寄せていただいた方の期待にも添うものではないかと思っております。 核家族化、地域の繋がり希薄化による親の孤立、子育て中の親を対象としたあるイベントでは、すべてを1人でこなすワンオペ育児で、心身ともに疲れた社会に取り残されるような不安が専業主婦にはあるといった訴えがあるそうです。 こうしたSOSを、わが筑前町では絶対に見逃してはならないと思います。まずは、あいあい、たんぽぽで昼食ができるように、また、子育て世代に寄り添う支援拡充をぜひお願いいたしまして、最後に、町長のご所見をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 子育てはですね、非常に重要でありまして、その苦労というのはですね、一端を知るところであります。 私も今のあいあいの2階の部屋の利用状況、直接見てまいりました。広いスペースでもったいない気がいたしました。 しかしながら、食事処としてはですね、ちょっと衛生面について、また階段であるから幼児の上り下りについては、ちょっと無理があるのかなと思った次第でもあります。 しかしながら、今利用しております隣接する公民館支館の日本間においてはですね、今も一部利用があっているようでございますし、ぜひ、あそこを、そういった食事の場としてですね、利用できるように努力していきたいと思っております。 いくらかの予算も、もちろんかかりますけれども、その分については、議員が言われましたような赤ちゃんの応援資金等々を活用しましてですね、まだ制度設計が必要でございますので、来年度の当初予算に向けて努力していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それから、たんぽぽのですね、めくばり館等への活用、利用、これは確かに課長が説明いたしましたように、地方創生の1つのハッピープランの一柱でございました。 そういったこともありまして、かなり勉強して、あのプランに上げたわけでありまして、けれども、実態が、なかなかそう計画どおりではないようなことだったということでございます。 私も基山町へ見てまいりました。基山町はまさにそれがうまくいっているようでもご

	ざいました。施設がちょっと違っておりましたけれども。 そういったところも含めて、既存施設は今活用すべきだと、そういった時代でございます。これはぜひ、そういったことも含めて総合的にですね、コスモスプラザ、めくばー等々考えていきたい。 めくばー一の設計は、私はすばらしいと思うんです。あれは、めくばー一というのは1つの村なんですね、村を意識して設計してあるんだなと。 だから、あそこに学童保育が来てもOKやし、図書館だってあるし、喫茶店だってあるし、まさに村をつくろうとして、あの建物の配置がなされていると、そのように私はお聞きしたことがありますので、そういった趣旨も念頭に置きながら検討していきたいと思います。
議 長	石橋議員
石橋議員	町長のお話を聞きましたところ、本当に前向きに検討していただきたいと思っております。 本当に若い方たちが、この筑前町に来て良かったって、本当に人口が微増に増えておりますし、定住人口増にも繋がっていくと思いますので、ぜひ子育て支援の、更なる強化をよろしく願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。
議 長	これで4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 2時15分から再開します。 (13:59)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:15)
議 長	12番 河内直子議員
河内議員	通告に基づき、暮らしを守る取り組みについて、順次3点質問させていただきます。 まず、初めに、防災備品の拡充について、お尋ねをします。 近年、地球温暖化の進行で異常気象により、災害はいつでもどこでも起こり得る危険にさらされています。また、その被害規模も年々大きくなってきています。規模が大きくなればなるほど、住宅が被災あるいは地域のライフラインが損壊し、自宅での生活ができなくなった被災者は、指定避難所における生活を余儀なくされることとなります。 避難所は一般的に、学校施設や公的施設が指定避難所として利用される計画になっています。避難所の生活環境はどうでしょうか。体育館や学校教室での冷たい床での集団雑魚寝やプライバシーの無配慮、専有スペースの狭さ、トイレの少なさ、空調整備が未整備、食事は日々同じ食材で、スープも調理もなし、寝食同室、着替えスペースなし、寝具は毛布1枚のみ等々が一般的で、足腰の弱い高齢者や持病を抱える人、アレルギーのある人などはもちろん、健康人でも精神的ストレスを蓄積させ、体調を崩すような環境と言えるのではないのでしょうか。 このような避難所環境は、住民の避難行動を敬遠させ、避難を躊躇させる要因にもなっているのではないのでしょうか。 生活環境の質の改善は欠かせません。被災者の基本的人権や人としての尊厳を保障する観点からの質の改善が必要と考えます。プライバシー保護のためにも仕切り板、衝立を防災備品として備えておくべきと考えますが、町では防災備品として準備できているのか、お尋ねをします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。

	筑前町のほうでも長期避難生活から生じるストレスを軽減するため、プライバシー保護の観点から衝立の必要性を認識しております。町が作成しました避難所運営マニュアルでも、その必要性を明記しているところです。 これに則り、現在、町で備蓄している防災備品として、マジックパネル、これは簡易組み立て間仕切りで、6畳用の10部屋、これを10セット、計100部屋ございます。 これとは別に、約1坪の広さの間仕切りパッケージ2部屋、これを20セット、計40部屋を準備しているところです。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	これらの保管、マジックパネル、パッケージなどの保管はどうされているのか。 またこれは、これまで使用されたことはあるのかどうか、お尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。 保管については、本庁舎そして支所の倉庫2カ所に分散して保管をしています。 また、これまでに使ったことはあるのかということにつきましては、幸いと言いますか、現在までに使用に至ったケースはございません。
議 長	河内議員
河内議員	幸いにも筑前町では、これまで仕切り板を利用するまでもない長期の避難生活者は出ていないということでしょうが、いざ使おうと思っても、その避難場所に仕切り板がないでは利用できません。 本庁と支所、2カ所に分散してあるということですが、各避難所に分散し保管すべきと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。 現在、先ほど申しましたとおり、災害が起きたら本庁と支所の倉庫に、そこから必要な避難所へ必要分を配送するというようなシステムにしております。 議員おっしゃられるとおり、各避難所へ分散して保管ということになれば、当然メリットもございます。しかしながら、新たに保管場所の確保の問題、そして日常の管理の問題というのが出てまいります。 どちらがどうということであれば、それぞれメリット、デメリットございますが、今の町の規模から考えますと、今のやり方のほうがあっているのではと思われます。 いざというときにスムーズに対応できるように、これからも準備をしていく所存でございます。
議 長	河内議員
河内議員	避難経路が寸断された場合は、それもたぶん叶わないんじゃないかなとは思いますが。 生活基盤を失った被災者は、今後、長い年月を生活回復に費やすことになり、それでも再建が叶うとはかぎりません。災害対策の大本は、地域住民の安全とともに生活基盤を守ることにあります。それは、地域社会そのものの安全水準を向上させてこそ可能となります。 地球温暖化による極端な気象現象の増加が懸念される今日、本来あるべき災害対策が、ますます必要になっていると申し述べ、次に進みます。 次に、加齢性難聴者の補聴器について、お尋ねをします。 まず、初めに、町長にお尋ねします。 国立研究機関の調査では、65歳以上の半数が難聴であるという推計があり、生活の質の低下に繋がるという実態や難聴が認知症のリスク要因であるという指摘がありますが、町長は、高齢社会における聞こえのバリアフリーの重要性について、どのような

	見解をお持ちになっているのか、お尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 高齢社会、高齢化すればですね、様々な機能が低下してまいります。そのことについては、その1つとして難聴も起こり得るのではと考えるところであります。 まず一番には、やっぱり目のほうが先に先行するのではなかろうかと、そのようにも考えます。 難聴対策も重要だと、高齢化対策の一環としてですね、必要だと認識します。
議 長	河内議員
河内議員	高齢者のうち70歳代の男性は23.7%、女性では10.6%、80歳代では男性は36.5%、女性28.8%の人が難聴者となっていると言われてしています。 原因は、動脈硬化による血流障害が原因とされていますが、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などがあげられています。 難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害がおこるとされています。 さらに認知機能低下が正常聴力の人より32から41%の悪化が見られていると、神崎仁国際医療福祉大教授の著書「補聴器の必要な人、不要な人」に述べられています。 また、現在、難聴者の14.4%しか補聴器を付けていないとの、日本補聴器工業会の推計もあり、付けていない理由の1つは、補聴器の価格です。 補聴器は3万円ぐらいから30万円以上のものもあり、平均で15万円と価格が高すぎるとの声が多くあります。 聴力が規定以下で身体障害者の認定を受けた場合、障害者総合支援法によって、補聴器購入時に補助を受けることができます。 現状では、両耳聴力が70デシベル以上の音でないと聞き取れないなど、20デシベルの正常値に比べ、かなり高い難聴でなければ、障害認定による補聴器購入補助が受けられません。一方、WHO世界保健機関は、聴力が中程度難聴の41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しています。 日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められていると言えるのではないのでしょうか。 しかし、日本において補聴器の価格は、先ほども述べましたが、平均15万円と高額であり保険適用ではないため全額自己負担となります。 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割の方は自費で購入されています。特に、低所得の高齢者に対する配慮が必要ではないのでしょうか。 欧米では難聴を医療のカテゴリーで捉え、補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で、高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。 福岡県では粕屋町が65歳以上の住民税非課税世帯の方に5万円、また、田川市でも住民税均等割のみの世帯で、50デシベル以上70デシベル未満の方に21,950円の助成を行っています。 平成24年3月に出された厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版でも、高齢者の引きこもりの要因の1つに、聴力の低下をあげて対策を求めています。筑前町でも支援策に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 独自に高齢者に対する補聴器購入制度を実施されているところは、全国でも20の自

	治体のようでございます。 県内実施自治体であります田川市、粕屋町に内容等を問い合わせしましたところ、粕屋町では平成28年度をもって事業を廃止されたということでございます。 さて、補聴器購入に対する補助制度でございますが、現在、身体障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づいて実施しております。対象者につきましては、聴覚障害6級以上の方で、基準額内で公費負担となっております。 町内には聴覚障害により身体障害者手帳を交付されている方は137人、そのうち88人が補装具費支給制度により補聴器を購入されておりまして、その中で65歳以上の方は77人となっております。 この補装具費支給制度は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の公費負担により実施しておりまして、身体障害者手帳の交付を受けていない加齢性難聴の方への補助は国、県の負担がないため、町独自での実施は難しいと考えております。 また、国においては、昨年度から聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が進められておりますので、この動向を注視したいと考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	次に、補聴器の調整について、お尋ねします。 高額な補聴器を購入したもののタンスの肥やしになっている方が少なくないのではと推察されます。 インターネットや通信販売での購入で、そもそもサポートがない場合や補聴器の専門家、認定補聴器技能者というそうですが、そういう専門家がない店舗で購入した場合には、調整やトレーニングが行われていない場合があります。 欧米諸国では、補聴器販売業者には公的資格制度が導入されています。難聴者に補聴器を販売する場合は、まず、医師による診断を行って、有資格者オーディオロジスト、または音響技師等、補聴器専門家による聴力検査、耳型採取、フィッティングを実施し、販売からフィッティングまで一人一人の聞こえに合わせる仕組みが整備されていることが分かります。 また、聴力検査の結果が同じでも、補聴器をつけた状態の聞こえは一人一人違うため、聞こえ方に応じて、更なる調整を加えるとともに、適切に調整された補聴器で、補聴器の音に訓練され、音を聞き取れるようにするトレーニングを一体的に行うことで、本人の聞こえに合わせて聞き取れるようにしていくことが大切ではないでしょうか。 せっかく高いお金を出して購入した補聴器です。眠っている補聴器を有効に活用していただくためにも、調整のサポートが必要と考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えします。 かければすぐに見えるようになるメガネと違いまして、補聴器は付ければすぐに難聴が解消されるものではございません。 難聴で音の刺激が少ないことに慣れてしまっているところに、補聴器で聞き取りに必要な音量の音が伝わりますと、余計な音まで入ってくることから、うるさいと感じてしまうようでございます。音量などを調整しながら、徐々に音を聞き分けるトレーニングを続ける必要がございます。 議員がおっしゃいますように、聴力検査の結果が同じでも、補聴器をつけた状態での聞こえは一人一人違うことから、聞こえ方に応じた調整をしていく必要がございますので、耳鼻科の医師や補聴器を販売する業者から、定期的な検査や調整が必要なことなどの説明を十分にさせていただくことが、一番効果があるのではないかと考えます。
議 長	河内議員

河内議員	補聴器は、難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することは、日常生活の質の向上を図る上で有効と言えるのではないのでしょうか。 早期の補聴器使用のためには、早期発見が必要です。そのための聴覚検査が重要です。健診メニューに聴覚検査を取り入れていただきたいと思いますと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	健康課からお答えしたいと思います。 健診メニューに聴覚検査の取り入れというご質問でございます。 現在、国保におきます特定健診につきましては、国で定められた検査項目を基に実施しており、議員ご提案の聴覚検査は含まれておりません。県内においても実施している市町村はないと、現報告もでございます。 実施するとなれば、町独自の取り組みとなりまして、さらに財源も必要となります。 議員ご指摘のとおり、本町の一般財源、非常に厳しい状況もございます。限られた一般財源の中で、優先順位を付けて予算措置をしていかなければいけない状況でもございますので、今後の国の動向、県内及び近隣状況を見ながら、研究課題とさせていただきたいと思います。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	人生を豊かに過ごすためには、聞こえという問題は避けて通ることはできません。補聴器の更なる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともにすこやかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にも繋がると申し述べ、次に進みます。 最後です。 次に、教員への変形労働時間制について、お尋ねをいたします。 教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。最近では教員志望の学生が減り始めています。教員の長時間労働の是正は、まさに日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題と言えるのではないのでしょうか。 ところが、安倍自民・公明政権は、公立学校の教員に、1年単位の変形労働時間制の導入を盛り込む公立教職員給与等特別措置法改定案を臨時国会に提出しました。 これに対し、当事者の教員たちから、勤務がもっと長くなると怒りの声があがっています。 1年単位の変形労働制というのは、繁忙期に1日10時間労働まで可能とし、閑散期と合わせ平均で1日当たり8時間に収める制度です。 しかし、人間の心身は、繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようなにはなっていません。1年単位の変形労働制は、人間の生理にあった1日8時間労働の原則を破る労働時間法制の改悪と言えるのではないのでしょうか。 日々の労働時間の削減が課題なのに、このような制度で問題が解決するとは到底思えません。政府の制度導入の唯一の理由は、学期中を繁忙期とする代わりに、夏などに教員の休みを増やすというものです。 しかし、学期中を繁忙期にすること自体が、教員の働き方をさらにひどくするものです。 例えば、現在の退勤定時が4時45分なら、それが6時、7時になります。これまで4時45分を目途に設定されてきた会議が6時、7時まで可能となり、教員は、それから授業準備などを行うことになりかねません。まさに長時間労働を固定化し助長するものと言えるのではないのでしょうか。育児や介護との両立も困難になり、今でも少ない生活時間がさらに削られることになります。 学校は子どもの状況などで、臨時的な対応が絶えず求められる職場です。しかし、こ

	の制度では、最低でも向こう３０日間の日々の労働時間を、その初日の１カ月も前に決め、途中での変更が許されません。 連合の調査でも８割の教員が、こうした制度は現実的でないと答えています。勤務時間を超えて働いた分、別の日の勤務時間を減らすという勤務の割振り変更も認められなくなります。 さらに、施行の際の通知では、労働時間短縮の観点から導入の前提として、恒常的な残業がないことをあげています。恒常的に膨大な残業がある公立学校は、そもそも導入の前提がないと言えるのではないのでしょうか。 今の学校は、子どもの夏休み中も連日のように業務があり、年次有給休暇の消化すらできないのが現状ではないのでしょうか。このまま休日を設定しても実際には休めない、多くの教員が指摘しています。 また、仮に夏の業務が減って休みが取れるようになった場合、今度は自分の代休や年休等を使う機会がなくなるという問題に直面するのではないのでしょうか。 日本教育新聞でも公立小中学校を要する市区町村教育長も、４２．２％が導入に反対し、賛成はわずか１３．６％と報じています。 以上、縷々申し述べましたが、それも踏まえ、１年単位の変形労働時間制の導入に対する教育長の見解をお尋ねします。
議 長 教 育 長	入江教育長 お答えいたします。 働く時間を１年単位で調整する変形労働時間制を公立学校の教員に適用できるようにする教職員給与特別措置法の改正案がですね、先日可決をされております。 この制度のメリットは、年度初めなど忙しい学期中に勤務時間を延長する代わりに、夏休みにまとめて休みを取ることができ、教員の働き方改革として、年単位で見たときは時間外勤務を減らすことに繋がるというふうに考えられております。 一方で、先ほどですね、議員がおっしゃったように、デメリットも聞こえてくるところです。 その１つには、繁忙期は定時を遅らせることで、例えば、保育園の迎えに間に合わないということや、間に合っても保育園の延長料金が発生すると言われております。 また、定時の範囲内となれば会議が入れやすくなって、自分の仕事はその後の残業や持ち帰りになるのではないかなというような声も聞かれるところです。 ２つには、本当に夏休みに休みのまとめ取りができるのかという疑問が、疑問視されております。 実際、夏休みは、研修とか部活動の大会など多くの業務が入っておるのが現状です。業務量が多いのに条件整備は十分にできてないという、今のタイミングでの導入というのは、見えない残業が増えるだけになってしまうというような可能性も考えられているところでございます。 まずはですね、業務改善のための条件整備を第一に考えて、制度についての研究が、今度とも十分に必要かなというふうに、現時点では考えておるところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	今回、１年単位の変形労働時間制導入で改正されようとしている法律は、公立教員給与特別措置法、いわゆる給特法ですが、この法律こそ残業代ゼロを定めた法律です。 この給特法は１９７１年、公立教員の給与を４％増額調整する一方で、残業代を不支給とすることを眼目に、自民党が当時の全野党の反対を押し切って強行した法律です。 残業代の支給は、労働基準法第３７条で定められた長時間労働を防ぐ重要な制度です。その制度を公立教員に限って適用除外としたことが、教員の長時間労働の要因の１

	つとなったことは明らかではないでしょうか。 給特法は、労働基準法第37条の適用除外の規定や残業代不支給の規定を削除し、公立教員に残業代を支給する抜本的な改正こそ必要です。教職員の長時間労働の是正には、抜本的な対策が必要です。 私たち日本共産党は、昨年11月に、授業数に比べあまりに少ない教員の定数増、国、自治体、学校の双方からの不要不急の業務の削減、残業代ゼロを定めた法律を改めるなどを提案しています。これは、全国の教育関係者の要求とも合致したものと言えるのではないのでしょうか。 政府は、こうした長時間労働をなくす抜本的な対策に真剣に取り組むべきだと申し述べ、私の一般質問を終わります。
議長	これで12番 河内直子議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。
散会	
議長	本日は、これで散会します。 お疲れさまでした。 (14 : 45)